
令和6年 第3回（定例）吉 賀 町 議 会 会 議 録（第2日）

令和6年9月19日（木曜日）

議事日程（第2号）

令和6年9月19日 午前9時01分開議

- 日程第1 一般質問
1. 村上 定陽 議員
 2. 松蔭 茂 議員
 3. 桑原 三平 議員
 4. 大庭 澄人 議員
 5. 桜下 善博 議員
 6. 三浦 浩明 議員
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
1. 村上 定陽 議員
 2. 松蔭 茂 議員
 3. 桑原 三平 議員
 4. 大庭 澄人 議員
 5. 桜下 善博 議員
 6. 三浦 浩明 議員
-

出席議員（11名）

- | | |
|------------|------------|
| 1 番 桜下 善博 | 2 番 村上 定陽 |
| 3 番 三浦 浩明 | 4 番 桑原 三平 |
| 5 番 河村由美子 | 6 番 松蔭 茂 |
| 7 番 河村 隆行 | 8 番 大庭 澄人 |
| 9 番 藤升 正夫 | 11 番 庭田 英明 |
| 12 番 安永 友行 | |
-

欠席議員（1名）

- 10 番 中田 元
-

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 増本 健治

説明のため出席した者の職氏名

町長	岩本 一巳	副町長	赤松 寿志
教育長	中田 敦	教育次長	重藤 剛
総務課長	野村 幸二	企画課長	深川 竜也
税務住民課長	山根 徳政	保健福祉課長	中林知代枝
医療対策課長	渡邊 栄治	産業課長	堀田 雅和
建設水道課長	河野喜代志	柿木地域振興室長	深川 千恵
農業委員会会長	齋藤 学		

午前 9 時 01 分開議

○議長（安永 友行） それでは、ただいまの出席議員数は 11 人です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付したとおりです。

日程第 1. 一般質問

○議長（安永 友行） 日程第 1、一般質問を行います。

質問は、通告順に行います。1 番目の通告者、2 番、村上議員の発言を許します。2 番、村上議員。

○議員（2 番 村上 定陽） 改めましておはようございます。1 番というのはなかなか緊張するものですが、しっかり質問させていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。前回の 6 月定例会に続きまして、教育長に質問させていただくのと、後半、町長にも質問させていただきます。どうぞよろしくお願いします。

大枠、2 つございます。教育振興計画（第 2 期）についてと文化財や芸術作品の今後の活用についてという形で、事前に通告させていただいております。

まず、教育振興計画（第 2 期）についての 1 番目の質問をさせていただきます。お願いします。

1 番目、令和 4 年 3 月に出されました吉賀町教育振興計画（第 2 期）の 29 ページに、施策・指標一覧が掲載されております。

目標である令和8年まで、ちょうど中間の時でありますので、達成率と中間報告をお聞かせいただきたいと思います。数多くございますので長くなと思いますが、指標のところがありますので、その部分だけでも結構です。お聞かせください。お願いします。

○議長（安永 友行） 中田教育長。

○教育長（中田 敦） 改めましておはようございます。

それでは、2番議員が御質問の教育振興計画（第2期）につきまして答弁をさせていただきます。

まず、令和4年3月改定の吉賀町教育振興計画ですが、令和4年度から令和8年度、つまり令和9年3月までの5年間に於いて、教育振興を進める計画でございます。

現在、令和6年9月で確かに中間の段階ではございますが、6月議会の一般質問で答弁いたしましたとおり、教育振興計画の報告につきましては、令和4年度のものがまとめられ、その分析評価が令和5年度末までになされたところでございます。本来であれば年度内評価が望ましいところではありますが、評価検証は次の年度に持ち越しているといった状況です。

したがって、令和5年度の評価検証につきましては、現在、取りまとめ中のところでございます。そのため、令和5年度に開催された推進協議会での進捗、達成状況に基づいて、その概要をお答えいたします。

まず、「活力ある学校づくり」の重点目標1「確かな学力の育成」、重点目標2「豊かな心の育成」については良好となっており、計画どおり施策を進めることが適当となっております。

重点目標3「健やかな体づくり」についてはおおむね良好であり、施策の進め方の改善を検討との方向性が示されております。

また、指標の進捗状況について、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力合計点平均値」につきましては、中学2年生女子が県平均を少し下回りましたが、小学5年生男女、中学2年生男子は県平均を上回る結果となっております。

重点目標4「特別支援教育の充実」についても良好であり、今後も計画どおりに進めてまいり予定でございます。

続きまして、「サクラマスプロジェクトの推進」の重点目標1「推進にかかる体制の充実」については良好です。

指標の進捗状況ですが、地域会議の開催数は現況値と同じ状況となっております。

重点目標2「豊かな学び・体験の充実」、重点目標3「子どもの学び・地域活動の充実」につきましてはおおむね良好、進捗指標となる放課後子ども教室の開催地区については、目標値である5を達成しております。

続きます重点目標4「地域の教育力の充実」も良好です。

重点目標5「家庭教育の支援」につきましては、進捗状況はやや不良となっておりますが、計画どおりに施策を進めることが適当であるとの方向性が示されております。現在は、一般社会でも学校でもICT化が進んでおりまして、情報化社会におけるメディアリテラシー（情報リテラシー）の向上につきましては、学校と家庭、子どもと親が一緒になって取り組んでいく必要があると考えているところでございます。

続きまして、「地域を支える人づくり」の重点目標1「自ら学び、地域の課題を解決しようとする人づくり」と、重点目標3「芸術・文化・スポーツの振興」については良好です。

指標の進捗状況としては、現況値とほぼ変わりなく、令和4年度で各公民館での生活レベルの諸課題解決に向けた学習機会年間実施回数は6回、年間図書貸出者は6,779人、貸出冊数は4万119冊と目標にはまだまだ届いておりませんが、今後も計画どおりに進めていく予定であります。

また、重点目標2「他者を思いやる意識の涵養」については、おおむね良好ではございますが、今後の方向性としては、施策の規模、内容の見直しを検討すべきとの評価となっております。

最後の、「学習環境の構築と支援体制の整備」の重点目標1「学びに適した学習環境の構築」につきましてはおおむね良好、重点目標2「支援体制の整備」につきましても良好であり、今後も計画どおりに進めることが適当であるとの評価になっております。

以上でございます。

○議長（安永 友行） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽） 御丁寧な報告、ありがとうございました。

「活力ある学校づくり」の重点目標2「豊かな心の育成」のところで、これは6月定例にも質問させていただいたものになりますが、改めて、中高生とハンセン病入所者との交流の継続ということで、現況、令和3年度に関しましてはゼロ人でありました。この数値が変わっているのか、変わっていないのかということが、前回通告をしておりますので、あの場ではっきりしたお答えをいただいておりますので、この数値がどうなっておるのか。5年で100人というところを目標にしておられますので、これが今、現況、まだゼロ人なのか、その辺をお聞かせいただけたらと思います。お願いします。

○議長（安永 友行） 中田教育長。

○教育長（中田 敦） 議員がおっしゃられるとおり、6月議会で報告を一部させていただいたところではございますが、令和3年度、令和4年度、令和5年度ということで数値を申し上げますと、令和3年度はゼロ人、コロナの影響がございましたというお答えをしたというふうに思っています。

令和4年度につきましては12人、これは吉賀高校生が菊池恵楓園のほうへ参ったというところ

ろでございます。令和5年度、昨年度につきましてもハンセン病の施設への訪問はございませんで、ゼロ人という数値になっているところでございます。

なかなかハンセン病施設への訪問について、計画という段階がきちっと踏めておりませんで、そこについては反省をしているところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽） 分かりました。ありがとうございます。令和4年、高校生が12人、経験をされたということ、これは前向きに捉えたほうがいいと思います。ですが、目標が5年で100人という形になっておりますので、目標達成にしっかり向かっていっていただきたいと思います。

先ほど、教育長言われましたが、令和4年まではコロナ禍であるということで、実際の交流は恐らくできなかったのではないかと回答がございました。

そういう回答はございましたが、振興計画出されたのが、最初にも言いましたが、令和4年3月でございますので、まさにコロナ禍のときに出されたもの。その中で出された目標を達成するために、コロナを理由にというのはちょっとおかしいと思いますので、ほかの報告もいただきましたが、時間の関係もありますので、絵に描いた餅にならないように、しっかり達成いただくように努力していただければと思います。

2番目は、この報告に対しての質問をするということで書いておりましたが、2番目はもうさせていただきましたので、3番目の質問に入らせていただきます。

40ページに、文化振興について、「優れた芸術文化を次世代へつなげる機会の創出」とあります。「グラントワ及び町内の芸術作品を活用した学びの機会の創出」とありますが、具体的にはどのような学習方法を行っているのか、また今後計画をしておられるのか、この辺をお聞かせください。お願いします。

○議長（安永 友行） 中田教育長。

○教育長（中田 敦） それでは、まずグラントワを活用したものでございますが、グラントワとは、芸術文化とふれあう協議会という事業がございます。

1つ目は、圏域住民の美術館鑑賞のための送迎バス助成事業でありまして、令和5年度、吉賀町では2件の利用がございました。2つ目は、圏域の小中学校が無料で美術館を利用できる事業で、同伴の保護者1名についても半額の助成がございましたが、令和5年度につきましては、吉賀町では13人、小学生が11人、中学生2人の利用がございました。

また、芸術文化に触れる機会の創出といたしましては、夢ゆめ企画事業が活用されております。

グラントワを訪問して、澄川喜一先生と森英恵先生の本物の作品を鑑賞した後に、生徒自身が

彫刻やファッションデザインの作品の制作を行うことを通じて、想像力を養うとともにふるさとに誇りを持つ生徒を育成する企画、また岩国市の錦帯橋周辺を訪れ、澄川喜一先生の彫刻作品に実際に触れることで、ふるさと吉賀町への誇りを醸成するとともに、世界的にも貴重な錦帯橋の木造建築の技術を見学することで木材、林業への関心を深めるなどを目的とした企画などが実施されております。

このほかにも、「黒板ジャック」や「和太鼓マスターになろう」、「お茶会～おもてなしと日本の伝統文化～」、あるいは上川一哉さん——この方は劇団四季に在籍経験を持つ方ですけども、「上川一哉夢ゆめコンサート2022」というふうなことで企画がございました。

蔵木小学校の和太鼓につきましては、平成29年度に始められたもので、現在もなお継続した取り組みとなっており、蔵木小学校イコール和太鼓と言われるようになってきております。

このように、既存の事業を活用し、各学校が限られた時間の中で創意工夫をして取り組んでおられます。これからもこうした機会や町内資源等を御案内、御紹介をしながら、芸術文化に触れる機会の創出に努めてまいりたいと思っているところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽） ありがとうございます。今、教育長の答弁の中では、各学校でそれぞれやっておられるというところになりますが、前回、6月にも言いましたが、町の教育委員会としてこういうことをやっていこうという目標立てを私はされるべきだと思っております。今後、その辺も併せて検討いただけたらと思いますので、お願いします。

では、4番目の質問に入らせていただきます。

24ページの「芸術・文化・スポーツの振興」のところの（1）文化振興で、吉賀町は中山間地域にあり、芸術や文化活動に触れる機会が少ない状況にあり、グラントワや学校、町内文化的団体などと連携して、芸術・文化に触れる取り組みを行うとあります。

具体策として、学校、各種団体と連携した効果的な事業の実施とありますが、先般、寄贈いただいた関係もありますんで、UBEビエンナーレを活用した事例や今後の計画はありますでしょうか。お聞かせください。お願いします。

○議長（安永 友行） 中田教育長。

○教育長（中田 敦） UBEビエンナーレに関してでございます。

ゆ・ら・らに向かう彫刻の道につきましては、過去のUBEビエンナーレで実物制作に指定された作品、「HOPE DOOR」、「Gravitation」、「大地の響」の3点が設置してあります。

また、正国公園、真田のポケットパークには、第28回吉賀町賞受賞作品「風路」、それから

つい先日、先般、本庁舎と分遣所の間の植え込みに設置されました第29回吉賀町賞受賞作品「in Wave ～Departure～」が設置してございます。

特に彫刻の道のオープニングセレモニーにおきましては、宇部市の学芸員の方に、参加した小学生や町民を対象に彫刻についての解説をしていただいたところでございます。

また、公民館と連携して、ときわ公園彫刻の丘に設置されてあります彫刻の鑑賞ツアーの開催なども行っております。このときも、「緑と花と彫刻のまち宇部」のすばしさを知り尽くし、おもてなしの心に満ちたガイド、宇部市ふるさとコンパニオンの会のメンバーの方の解説を聞き、彫刻に対する理解を深めたところでございます。帰りにゆ・ら・らに向けての彫刻の道にも立ち寄り、作品を鑑賞するツアーもございました。

UBE ビエンナーレに関する今後の活用は、文化芸術に関する宇部市との連携協定も含め、企画課や教育委員会を主体に検討した上で、有効な活用に努めてまいりたいと思っているところで

す。

つい先日、町の小中学校長会ございまして、UBE ビエンナーレの作品ですけども、校長先生方にも写真とともに紹介をさせていただきました。すると、すぐに校長先生方の間から、なかなかいいことだということで、できれば宇部に、彫刻の丘のほうに行ってみたいという声も伺ったところ。今年度ちょっとすぐということとはできないかも分かりませんが、また来年度に向けて、そういうふうな企画がございましたら、教育委員会としても協力してまいろうというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽） ありがとうございます。本当、今のお答え聞いてすごく安心しましたし、今後も進めていただきたいと思います。

先ほどありました、ときわ公園にツアーで行かれたということがございましたが、ちなみに何人ぐらい参加されたのか、分かりましたら教えていただきたいと思います。

○議長（安永 友行） 中田教育長。

○教育長（中田 敦） すみません。ちょっとその資料は手持ちにございませんので、また後ほど答えさせていただきたいと思います。

○議長（安永 友行） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽） ありがとうございます。そういうのも把握されて、しっかり今後につなげるということをしたほうがよいと思います。そういうところに努力していただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、大枠2番目の質問に入らせていただきます。

文化財や芸術作品の今後の活用についてであります。

当町は、森英恵氏や澄川喜一氏のような世界レベルの芸術家を生んだ町であります。先日寄贈いただいた作品など、芸術作品や文化財が少なからずございますが、今後どのように活用されていくのか、これは町長にお聞きいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳） 改めておはようございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、村上議員の大きい２点目でございます。文化財や芸術作品の今後の活用についてということで、まず私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

議員のほうから言われるとおりでございます。当町は森英恵先生、澄川喜一先生、お二人の文化勲章受章者を輩出してきた町でございます。

先日、第２９回UBEビエンナーレにおきまして、吉賀町賞を受賞されました作品を寄贈していただき、皆様にも御出席をしていただいてお披露目をさせていただいたところでございました。

そのときの式辞の中でも申し上げましたように、今後は澄川喜一先生の作品やこのたびの佐野耕平先生の作品など、吉賀町内の芸術作品を通じて教育文化の醸成や出会いの創出が高められ、人と人との情報交換と親睦が深まることによって人が集まり、地域がにぎわいを取り戻すきっかけになることに努めてまいりたいと思っております。

現在、教育や文化振興の主管課であります教育委員会と、一方、町長部局でございますが、観光振興や地域振興の主管課でございます企画課、こうしたところが共に進めていくために協議を進めているところでございます。以前にもお話がございましたが、こうした芸術文化を通じた戦略的な施策を講じていく必要があらうかと——組織的にですね——そうしたことを、今、協議を始めているところでございます。少しずつ肉づけをしているところでございますので、一定程度まとまった段階で、また御披露なり御説明させていただきたいなというふうに思っております。

そうした協議の中でもございますが、例えば申し上げますと、観光や地域資源といたしましては、１日周遊のモデルコースを作成をいたしまして、吉賀町の公式LINEがございますので、これに配信をする、こうしたことなどを活用して、いろんなことを想定しながら、芸術文化の振興にいろんな機関、団体と連携をしながら取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行） ２番、村上議員。

○議員（２番 村上 定陽） 今、協議中ということでお聞きしましたが、ちょっと何年発行なのか分かりませんが、すみません、ちょっと調べ切れていませんが、こういう形で吉賀町の文化財という冊子をつくっておられます。それがいまだ、そういう部分での協議の段階であると。

かねてから思っておりましたが、森英恵氏、澄川喜一氏が御存命のうちにそういったことをし

っかり醸成させて、こういう芸術文化に対しての道筋をつくっていただけたらというふうに私は思っておりましたので、早急に道筋をつくっていただいて、やっぱりこういうものというのは仕掛けをつくっていけば、いろんなものが実ってくると感じております。とても大切な、町にとっての資産になるものでありますので、もう少し強く意識していただいて、もう一度勉強していただきながら発展させていただければと思っておりますので、よろしくお願いします。

2番目の質問に、教育長、させていただきますが、教育分野では、1999年の学校教育法施行規則一部改正で導入されました中高一貫教育の教育課程での特例が設けられることになっております。これも6月定例で質問させていただいたことのつながりになるんですが、その特例に関して、吉賀高校と連携して、例えば芸術・文化科などの——すみません、名前のセンスはこらえてください——例えば芸術・文化科などの新設は今後検討できないかと、私、考えますので、教育長の御意見をお聞かせください。よろしくお願いします。

○議長（安永 友行） 中田教育長。

○教育長（中田 敦） 芸術・文化科の新設、教科の新設ということで承りたいと思いますけど、6月の定例議会での一般質問でお答えいたしましたとおり、新しい授業科目、教科等の新設につきましては、すぐにできるというわけにはまいりません。それぞれの学校段階、中学校の美術科、高校の、芸術は音楽も入っておったりするものですから、そういう音楽、美術を合わせた芸術科につきまして、まずは免許をお持ちの専門的な知見を持たれた教員の確保、その中から教育課程、どういうものが必要であるかというのをしっかり検討してまいる必要があるかと思います。その上で研究推進を進めて、先ほど議員がおっしゃられました教育課程の特例を認めていただくように申請をしなければならないと思っているところでございます。

そして、何より中学校、高校の生徒の皆さんのニーズ、それから地域の機運というふうなところも必要かと思われまいます。したがって、先ほどから議員が御指摘のとおり、こういう芸術文化に下地というふうな、少しずつできてきていると、しっかり活用していかなければならないという方向性については確かに言われるとおりだと思いますので、まずは幼児期から、それから学童期、青年期に向けて、そういうふうな小さい頃から芸術文化に触れていく、本物に触れていくというふうなところを創出していかなければならないかなと思っています。

その上で、芸術文化の下地、素養というものが出来上がったところにこういう科目を設けていくというふうなところを考えているところでございます。そうした点で、サクラマスプロジェクトについてはあまり芸術文化というところには視点を当ててまいっておりませんで、確かに言われるとおり、こうした地域資源というふうなものの一つになっておりますので、地域のひと・もの・ことの中に入りますので、芸術的なものにつきましてしっかりと活用して、その上で、科の新設というようなものを検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（安永 友行） 2 番、村上議員。

○議員（2 番 村上 定陽） 教育長が今おっしゃいました、幼児期から芸術等に触れて、そういう心を育てるという形で答えておられますが、例えば学校で芸術のことを学んだ、森英恵氏のことを学んだ、澄川喜一氏のことを学んだ、私たちが住んでいる吉賀町出身だということを、生徒が、学生が学んだことをお家に帰って親に話をする。それで、親がそのことに改めて気づいて、親も勉強するということも恐らくあると思うんです。そういう教育の仕方といいますか、社会教育、学校教育を学んだ後で、社会教育が親世代にもできるということもあると思います。

やはり、そういった相乗効果を生み出すためにも、幼児期から育てないと駄目だけでなく、どの段階であってもやはり早急に始めて、トライアンドエラーはもちろんあるとは思いますが、町の大事な資源になりますので、絶やすことなく、子どもから親に教える、親から子どもに教える、学校で子どもに教えるというような相乗効果を生むことが絶対あると思います。そういうふうな形で教育を考えていただければと思っておりますので、どうぞ今後よろしく願いいたします。

では、3 番目の質問に入らせていただきます。

文化や芸術は、当町において、教育方針の一丁目一番地である「ふるさとでの学びや体験をもとにした明日の吉賀町を支える人材の育成」、いわゆるサクラマスプロジェクトに大きくつながる資源でございます。これらの活用は、本腰を入れて取り組まなければならないものと私は考えますが、町長、教育長、それぞれお二人のお考えをお聞かせください。よろしくお願いします。

○議長（安永 友行） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳） それでは、まず初めに私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

議員が今言われますように、文化や芸術は幼い頃から情操教育といった面で大切なものであるというふうに考えております。

将来を担う人材を育成するためには、やはり知・徳・体、この3つのバランスが取れた発達が望ましいと考えております。とりわけ、まずこの3つのうちの知あるいは体、この面についてでございますが、学校でしっかりと進めていただかなければならないと思いますが、徳に通じる情操教育の面では、町としても提供できるものがあるというふうに考えております。

先般のUBE ビエンナーレ吉賀町賞受賞者の佐野耕平先生の作品をはじめまして、森英恵先生、澄川喜一先生の作品も数々ございます。これらを活用しながら、将来を担う子どもたちを育ててまいりたいというふうに思います。まずはこれらの作品に私たち町職員をはじめ、大人たちが親しんでいくという姿勢が大切であるというふうに思っておりますので、議員の皆様をはじめ、どうか御協力をよろしくお願い申し上げておきたいと思っております。

また、観光、地域振興の視点で申し添えますと、町内に設置されております芸術作品、これを活用いたしまして、誘客に向けて取り組みを進めていきたいと考えております。一方で、誘客を進めるということは、つまり受け入れる側、町内の事業所や地域との連携が必要となっておりまして、各事業所や商工会などを連携しながら、人材育成の視点も持って今後取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行） 中田教育長。

○教育長（中田 敦） 活用につきましてですけども、教育委員会といたしましては、具体的にどのような仕掛けをするのか、つまり学習のきっかけや内容、学習方法、形態が大切だと考えております。

例えば佐野耕平の作品についてですけども、私も見まして、ステンレスの円柱が立って、その上に少し船形のものに乗っかっている、これを子どもたちがどういうふうに見ていくか。これをおもしろい、鏡のようだというふうに捉えて、それからそれを芸術的に捉えるセンスの子どもたちもいる。あるいは、これ、どうやって作ったんだろうと、ちょっと構造的なところへ目が向く子どもたちもいるだろうと、いろいろなところがございます。

佐野耕平先生のお話を伺ったときに、私も、ステンレス、あれは磁石にくっつくのかどうか、小学生などはどうなのかというのがすごく気になるかと思えます。そういうふうなところに視点を当てて、その作品を次第に鑑賞の目に向けていくというふうな方法もございます。

それから、彫刻の道、ゆ・ら・らのところですけども、あそこの彫刻の作品、いろいろございます。それから、真田のポケットパーク、吉賀高校にもございます。そうしたものを、つい先日、吉賀高校のイベントだったか分かりませんが、町内の神社を回ってスタンプラリーのような企画があったというふうに聞いておりますけど、この彫刻を、例えばスタンプラリーにして、子どもたちの興味づけ、関心を高めていく方法、こういう仕掛けというふうなところがございます。

それから、この仕掛けは学校だけでできるものか。教育委員会が関わるとさらによくなるものか。それから、企画課の提案がさらにあるとさらによくなるものか。また、近隣市町村との連携も必要となるのか。こういった点を十分検討し、創意工夫をして明確にしながら、吉賀町の将来を担う子どもたちの芸術文化における情操、素養を養ってまいりたいと思っているところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽） ありがとうございます。

先ほど、町長の答弁で、まずは大人たちが興味を——ごめんなさい。言われた言葉を一言一句、ちょっとできませんが——持つのがということを言われましたが、その前に私が言いましたよう

に、子どもが興味を持ったことに対して、大人も共感するとか、さらに学ぶとかということもありますので、やはり大人からとかだけでなく、子どもからも、町民全体で考えていく、学んでいくことが必要だと思いますので、いま一度そういう考えを持っていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

教育長の学習のことではありますが、本当、子どもはどういう感じ方をするのかも、様々だと思います。ですが、やはりそういう体験、経験によって、その都度思いが変わったり、その都度感じ方が変わったりするものだと思います。

ですから、数多くそういうものに触れられるような体験をさせてあげることによって、今後の吉賀町を支える子どもたちの教育につながっていくのではないかと私は考えますので、ぜひとも多くの経験、体験ができるような学習方法を考えていただいて、各学校との連携を強めていっていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

まだ全然時間が余っておりますが、最後にさせてもらいますが、繰り返しになりますが、この小さな町の出身者に文化勲章を受章された方が2人も存在する。この事実は、それだけでも町の資産や財産であります。

先日行われましたUBEビエンナーレ吉賀町賞受賞作品寄贈式には、寄贈していただいた作家の佐野先生をはじめ、来賓の宇部市長、シンフォニア岩国の館長、グラントワの副センター長が来町されました。こうした方々と併せて、もうお亡くなりになりましたが、澄川喜一氏、森英恵氏の関係者との関係性もまた財産になります。こういうことをどうか積極的に発展させていきたいと私は思います。

全国には、過疎を逆手に取って、芸術をテーマにした取り組み事例があります。当町でも取り組むことは不可能ではないと私は考えます。この町にあります資産、財産を生かす行政を今後積極的に行っていかれることをお願いし、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（安永 友行） 以上で、1番目の通告者、2番、村上議員の質問は終わりました。

ここで5分間休憩します。

午前9時38分休憩

.....

午前9時46分再開

○議長（安永 友行） それでは、休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

2番目の通告者、6番、松蔭議員の発言を許します。6番、松蔭議員。

○議員（6番 松蔭 茂） 1点ほど通告してあります。鳥獣の加工所を造ったらどうかということでございます。

今、現実には、イノシシが最近また増えだした。この前、我が家の芋畑で出て、隣もやられた。去年までは出なかったが、今年から出だした。ということは、向こうの都合かどうか分かりませんが、とにかく今からそういう被害がどんどん出てくる。それをただ捕獲しても、これまた、なかなか処理ができる施設がない。それで、要するに施設を造って、肉なりあるいは皮なり牙なんかも、そういうものを利用する。

それから、アイガモ。今、有機米ということで、アイガモ農法がある。これも、カモが小さいうちに除草してくれる。それで、大きくなったら、その処理をやっぱりしてやらないと。この肉も、カモの肉、これを今、処理するところがない。あっても遠い。ずっと離れたところにあるらしいんで。

そういうこととか、シカがここにもぼちぼち出始めた。これ、繁殖力もひどいんで、島根県でも島根半島辺りには毎年何十頭か、何百頭もないでしょうが、処理しないとシカの被害がどんどん出るということで、それを捕獲して、ちゃんとした処理をしておられる。ということで、ここにもぜひそういう処理場を造ったらどうか、あるいは町の金でということ、また金がないからと言われるかも知れませんが。

民間の方もそういう処分云々で助成、大体、規模によるわけですけど、普通のもので2,000万円から3,000万円ぐらいまでということを知っています。これで、どうもカモと、シカとかイノシシとかの処理は、やはり別の設備でやらないといけないようです。ただ、建物が別でも例えば排水を1つにするとかしてやれば、経営者のほうも、それぞれ排水をつけるんじゃないし、いろいろ方法があるんで、できるだけ経費をかけずにやっていかれるかと思うんですが、そういうことについて、町長、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳） それでは、松蔭議員の鳥獣の加工処理施設を建設したらということについてお答えをしたいと思います。

まず、農林作物の被害状況についてお伝えをしておきたいと思います。

吉賀町における鳥獣等の農林作物被害状況につきましては、毎年、町内全戸に対しまして、農林産物被害調査票を配布をさせていただき、被害状況を把握している状況でございます。

令和5年度につきましては、被害面積は219アール、被害量は5,923キログラム、被害金額で申し上げますと156万4,000円という状況になっております。例年に比べてイノシシ被害が減少した代わりに、サルやシカの被害が増加しているといった状況でございます。イノシシの被害が減少した理由につきましては、豚熱の影響が大きいのではないかというふうな分析をしておるところでございます。

ただ、先ほど議員のほうからは、多くなったということがございます。エリアといいますか、

場所によってはそういう事情もあるかと思いますが、総体的には今申し上げましたように減っておるということでございます。

次に、鳥獣の加工施設についてお答えをしたいと思います。

現在、吉賀町内には、保健所の許可を取っている食品営業許可施設、いわゆる食肉処理業として、民間施設の木部谷イノシシ解体場がございます。また、加工施設といたしましては、ジビエ肉を活用したハンバーグなどの加工をしております、よしか町キッチンがございます。

木部谷イノシシ解体場につきましては、鳥獣の解体処理を行うことができ、解体された個体を販売できる営業許可も取っております。狩猟で捕獲した野生鳥獣を山でさばいて自家消費する場合は問題はございませんが、それを流通販売するとなりますと、許可施設で処理されたものでないと食品衛生法の違反となる場合がございます。

木部谷イノシシ解体場の施設利用につきましては、狩猟者自身が解体を自分で行う形態であり、運営者へ施設利用料を払えば利用することができますが、流通販売をする場合は利用者個人の食品衛生責任者等の資格が新たに必要になりまして、保健所の届出も必要になってまいります。

イノシシにつきましては、御承知のとおり、令和4年度に吉賀町の中で豚熱ウイルスの陽性が確認されて以降、現在では島根県内での拡大が続いておりまして、現時点で県内の大部分が感染区域となっております。感染区域内で捕獲されたイノシシにつきましては原則自家消費とし、市場への流通や他人への譲渡等を行わないよう、国あるいは島根県から要請を受けております。

ただ、陰性の場合には流通が可能になってくるわけですが、それを確認するためには、採血をして、島根県の病性鑑定室に送る必要がございます。また、採血にも、家畜保健衛生所の衛生指導研修を受講する必要があったり、採血をした血液の結果が出るまで1週間かかるなどの問題がございます。豚熱がなくなる限り、当面、この措置が続くものと思われます。

議員御質問の鳥獣の加工処理施設であれば、農林産物の作物の被害が少なくなり、ジビエとして販売すると収入につながるといった御提案、まさにそのとおりであるというふうに認識をしております。

ただ、施設建設等の設備投資費用の課題がございます。また、捕獲した鳥獣が全て食肉できる個体かどうか、捕獲後、速やかに解体処理できる担い手が必要なこと、安定的な供給が可能かどうかといった問題を解決する必要がございます。

一説には、ジビエ処理施設として採算が取れるのは年間1,000頭必要という話もございます。そのため、現状の捕獲頭数や豚熱の問題を考えると、町事業としての施設建設は現状としては難しく、既存の民間施設を活用したやり方のほうがいいのではないかというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行） 6番、松蔭議員。

○議員（6番 松蔭 茂） ちょっと確認ですが、木部谷の施設というのは解体だけですか。その肉を販売することはできない。自分が処理して自分で食べるのがいいかどうか、それもよく分からんですが、要するに肉を一般に流通することが今でもできるんですか。今の話じゃ、それもやれるようなことを言われたような気がするんだけど、ちょっとその辺をはっきり。要するに、あそこで解体した肉を食肉として流通に出せるかどうか。

○議長（安永 友行） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳） 今、答弁でそうしたことも含めてお話をさせていただいたつもりでございますが、少し堅い説明になったかと思しますので、担当課長のほうから、少しかみ砕いてお話をさせていただきたいと思います。

○議長（安永 友行） 堀田産業課長。

○産業課長（堀田 雅和） お答えいたします。

個人が流通販売はできます。

ただし、衛生許可とか保健所の届出が要ったりとか、講習を受ける必要がございますので、解体したものが全てできるというわけではございませんけど、そういった許可を持った人がすればできるというふうになっております。

以上です。

○議長（安永 友行） 6番、松蔭議員。

○議員（6番 松蔭 茂） それでは、木部谷の解体施設で解体して、食品衛生責任者か何かそういう資格があれば販売ができるわけですね。私が聞いた話では、それはできないという話だったから、改めてこの場でお答えいただいたわけでございます。

先ほど町長もおっしゃられましたが、農家の被害がだんだん多くなる、それも高齢者になると捕まえることもなかなかできないわけですが。それで、捕まえたものを、肉だけじゃなしに、例えばシカの場合は——今からシカが出ると思うんです。シカも、山林なんか、もちろん畑なんかの被害も増えるかと思うんですが、この肉はヘルシー、健康的な、要するに豚肉とか牛肉とは違った、馬の肉に近いようなものらしいんですが、これは高級料理、シカ肉の料理は。

というのが、私、以前、森英恵先生と食事を一緒にすることがあったんですが、そのときに、シェフ、料理長さん呼んで、シカの肉はどうかと。先生、これはフランス料理では大変高級な料理の中に入っておりますと言われました。それで、その肉の販売ができれば、これまた一つのブランド化にもならないこともない。

現に、九州の長崎かな。あそこで鹿牧場をやっとる。わざわざシカを飼って、その肉を輸出している。角は鹿茸という漢方薬、これは強壮剤だそうです。

そういうふうに、利用方法はあって無駄にはできないし、その上に農家の被害も少なくなると

いう一石三鳥も四鳥もあるわけなんで、今、課長が言われたように、食品衛生責任者の許可があれば、そこで解体して処理したものは流通できるんですね。それはイノシシだけですか。ほかの、今さっき言いましたアイガモの肉はどうか。大体、可能性があるのは、イノシシの肉とシカの肉、今はアイガモ、これはそれぞれ食品衛生責任者の——これは保健所が出すんかと思うんですが——資格があればできるかどうか、もう一遍ちょっと。

○議長（安永 友行） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳） この点につきましても、担当課長のほうから答弁させていただきます。

○議長（安永 友行） 堀田課長。

○産業課長（堀田 雅和） アイガモの場合は違う処理許可が必要になってきますので、今の木部谷イノシシ解体場では解体ができないということになっております。アイガモを解体する場合は、ちょっと法律というか、許可の名前忘れちゃったけど、違う許可が必要になってきますので、現時点では木部谷イノシシ解体場ではできないということになっております。

以上です。

○議長（安永 友行） 堀田課長。

○産業課長（堀田 雅和） 失礼しました。

シカはできます。アイガモだけがちょっと違って、鳥類の関係になりますので、許可権限が違うということになっております。

補足で説明させていただきました。

以上です。

○議長（安永 友行） 6番、松蔭議員。

○議員（6番 松蔭 茂） 町長、今、課長の答弁では、イノシシの肉、シカの肉、これ、今からのことだと思うんですが、カモは鳥類だから駄目と。それで、カモ肉、鳥類を処理できる施設を造ったらどうかということで、その辺のお考えはどうですか。

○議長（安永 友行） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳） 通告ではイノシシとか、シカを想定しておりましたが、アイガモの話になりましたんで。

実際のところ、先ほど担当課長申し上げましたように、施設をまず造らなければならないということと、それから資格の部分がまた違うんだということでございます。そうした事務的なこともあろうかと思いますが、基本的に投資をして設備を造るということになりますと、やはり全体的な財政のことも考えなければなりません。仮に今回答弁では、イノシシ、シカについては、既存の民間施設を活用したやり方を模索していくほうが有益ではないかというような答弁をさせていただきました。アイガモということになりますとまた別の話になろうかと思いますが、やは

り全体的なことを考えて、それからニーズもことも考えていかなければならないかと思っております。

アイガモで申し上げますと、私の家のあります地元は、農事組合法人の立河内絆というところが、まさに有機米ということでアイガモ農法をかなり広い面積でやっておられます。ここも、以前は、アイガモの処理につきましては九州のほうまで自前で車を走らせて持っていかれて、かなりコストがかかっておりました。

これは大変だということで、島根県内、邑智郡内にその処理施設があるということで、そちらのほうにも一旦変えたということでございますが、実はこれも、お聞きをしますと、圃場から、田んぼから上げて、数日間は地元でやはり飼育、飼っておかなければいけないと。ただ、これの餌代が非常にコロナの関係で高騰したと。1日1万円要るんだというようなお話も聞いたことがあるんですが。

そうしたこともあって、現在、地元の農事組合法人さんも邑智郡にある処理場にも出さずに、どうもお聞きをしますと、外国人の方へ要するに成鳥のままお譲りしているというようなことをお聞きをしました。そうすると、圃場から上げて飼育することも要りませんし、当然コストもかかりません。

ただ、以前は処理をしていただいたもの、肉にしたものを、アイガモで、それを販売をして、農事組合法人さんがそれを幾らか収入の糧にしておったということでございます。現状はそうしたような形になっておりますので、販売をするということには至らないんだろうと思うんですけど。

アイガモにつきましても、そうした現状で、今、地元の農事組合法人さんもしておられますし、全町的にどういったことが今あるのか分かりませんが、議員さんが提案されるようなことにつきましては、どうであるかということとニーズがどうであるか、それぞれどういった対応をしておるかということをやまずやっぱり検証してみる必要があるかと思えます。その上で、御提案、お話のあったようなことが必要かどうかということも少し検討してみる必要があるかなというふうに思っております。

○議長（安永 友行） 6番、松蔭議員。

○議員（6番 松蔭 茂） 私の質問通告は、鳥獣の加工処理施設ということで、イノシシとシカだけでは書いておりません。鳥獣だから、「ちょう」は「鳥」、カモも鳥でしょう。だから、それも当然含まれるんで。

しかも、今、有機食品とか何とかという中で、米だけが学校給食なんかに使われておるというふうにも聞いておるんですが、カモはなぜかといったら、もし処理できなかつたら放ると言ったらおかしいけど、放してしまったら野生化するわけです。今さっきもちょっと話が合ったんです

が。そうすると、また自然が変なことになる。

ぜひ、これをここで。よそでちゅうことだと、莫大、金がかかるので、この設備と、その兼ね合いですが。金についても、そういうことよりは、とにかくここで処理するということのほうが、今のようなほかの面での被害というか、影響というのが少なくなると思われるので、町長は今から調査してやられるというふうに言われたんですが、ちょっと今からじゃ、もう遅い。直ちに検討、検討だけじゃ駄目。造る方向へということになります、それは今ありませんか。

○議長（安永 友行） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳） 造る方向でというのをこの場で断言することはできません。

やはり、今、アイガモ農法をしておられる方としっかり話をしていかないとそれはできないこととございますので、当然、法人さんでありますと経営のこともあるでしょう。そうしたこともあるわけです。それから、担い手のこともあるでしょう。全体的なことをやはりお伺いをする中で、今、議員のほうから御提案のあったような内容で対応するのがいいかどうかということで検討していく必要があろうかと思っております。

産業課が直接の主管課になるわけでございますけど、農事組合法人さんであったり、そうしたところに少しまた話をさせていただいて、検討させていただきたいなというふうに思っております。時間を少し頂きたいなと思っております。

○議長（安永 友行） 6 番、松蔭議員。

○議員（6 番 松蔭 茂） 時間をということですが、とにかく造る方向へ時間をかけてください——ああ、かけちゃいけん。

それで、先ほどの肉、これはジビエというんです。この食肉、要するにジビエ、肉だけじゃなしにやっぱりほかに内臓も出るわけなんですけど、これを加工して、海で今いろんな養殖、川でもやっておりますが、ペレットにして、魚の餌としてやっとする。これも可能性は十分あるわけです。だから、そういうことを——またこれ、施設が要るかも分かりませんが。

先般、広島市内の安佐北区というところで、鹿肉の処理場を加工所が始めた。これは民間の方が施設を造られて、もちろん市のほうもいろんな助成をしておられるようです。

要するに私が言いたいのは、自然のものを無駄なくということ。解体した骨や何やらをただ埋めるとか焼却するというじゃなしに、それを利用していく。そうしたら、シカもイノシシもカモも喜ぶんじゃないかと思っております。そういうことも考える団体なりを育てることも必要かと思っております。

それで、要するに、肉だけ今言うんじゃないんです。ほかの、イノシシ、今、牙が大きいものか分かりませんが、以前は、江戸時代ですけど、ここのシカの牙を、根付という、印籠なんかについとる。これ、ヨーロッパのほうでも大変有名なことを、これは澄川喜一先生から聞いた話で

すが、そういうこともできる。そういう技術的なものということになると、これ、なかなか大変かと思うんですけど、その可能性もあるということです。

肉だけじゃなしに、そういうことをやられるという団体なり、ふるさと納税のものをつくっておられるということも聞いておるんですが、そういう方々にも、そういう考えはどうかということも言われたらどうかと思うんですが、町長、その辺どうですか。とにかく幅広く利用して、それでカモに恩返しをすると、こういうふうな考えはいかがですか。

○議長（安永 友行） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳） 今はもうSDGsが叫ばれる時代ですから、獣害被害がある、そして捕獲をする、これはやっぱり自然の命をいただいたということになるわけですから、その命を無駄にしてはいけないというふうに思っております。ですから、活用できる、利用できるものはしっかり活用して、ある意味、それを今度は恩返ししていくと、こういうことがやっぱり必要だろうと思います。

そうした中で、お話がありましたイノシシの皮であったり、それから骨であったり牙であったり、根付のお話もございます。私も以前、澄川先生に根付を見させてもらいましたが、非常に高価なもので、ヨーロッパのほうでは重宝されるというお話もお伺いをしたことがございます。これは、ただ単に牙とか骨だけじゃなくて、それを加工する、今度は技術が必要だということで、これはまた別の問題かと思えますけど。いずれにしても、やはり可能性があるということでございます。

それから、ペレットといいますか、ペットフードのことだろうと思います。これは恐らく吉賀町のふるさと会の方が少し関係をしておられて、そうしたことも、今、実践しておられるということも直接お伺いをしたこともございます。そこへつながるような可能性も当然あるわけでございますけど、いろんな可能性を秘めているということでございますので、先ほどのアイガモも含めてですけど、担当課なり、そうしたところとやはりしっかり検討をしてみる必要があろうかと思えます。

現段階で、それをやってみましょう、設備を設置をいたしましょう、それから施設を整備しましょうということにはこの段階では至りませんが、可能性があるということで申し上げれば、検討する余地はあるということであろうと思いますので、またこれは産業課に限らず、産業課を含めて、それからほかのセクションがあるかと思えます。特に、やはり現場を担っておられます農業の方、法人の方、個人の方といろいろ協議をしながら、話を熟成をしていきたいなというふうに考えております。

○議長（安永 友行） 6番、松蔭議員。

○議員（6番 松蔭 茂） 何でもすぐ金、金ということですけど、先ほど町長言われた、鳥獣

被害が156万円ぐらいと言われたんですが、これ、建物建てて、その処理をすれば全部鳥獣被害がなくなるというわけじゃありませんが、少なくともなる。

それから、鳥獣被害というのは、せっかく作ったものが駄目になる。先ほど言いましたが、イノシシはこの辺の芋になると全部掘ってしまう、大きくなる前に。もちろん農家が畑に作る分だけじゃなしに、自然に生えるタケノコ、それらも人間がいただく前にイノシシのほうが先。

それは別にして、せっかく作ったものを荒らされるということは、これは銭金に換えられん気持ちです。農家がせっかく作ったものがなくなる。もう何も作らんよという年配者の方の、時々話聞くんですよ、だんたんひどくなると。イノシシの場合は、ああして柵を造れば何とか防げるということがあるんでしょうが、そんなんじゃ、完全ではないと思うんです。

だから、多分もう出ると思いますが、シカの場合、飛び越える。大体2メートルぐらい飛ぶそうです、測ったわけじゃないけど。話に聞くと、柵を2メートル、このぐらいの柵を造らないと飛び越える。そういうこともあるんで、そういう対策も考えておかないと、そういう被害が出てからじゃ遅い。今までの例もあるんで、その辺をよく、そういうことを勉強していただいて、やっていただきたい。

私の質問の要旨は、とにかく設備を造ってもらえる気持ちがあるかどうか、今すぐというとそれは難しいかも分かりませんが、早急に造ってもらえるかどうかということ、先ほど時間と言われたんですけど、時間をどのくらいというわけにはいかんでしょうけど、おおよそ目安として、来年度にはできるようにするということ、ちょっと町長、大変きついかも分かりませんが、考える時間が長いと被害がますますひどくなるんで、来年度はできるとか、そういうふうなことをちょっと最後に。最後じゃなくてもええんで、ちょっと一言。

○議長（安永 友行） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳） 現状の町の方針は、先ほどこちらで答弁させていただいたように、まずは既存の民間施設を活用するほうが妥当ですよという答弁させていただきましたので、これに尽きます。

ただ、今、お話を聞く中で、アイガモのお話もございましたので、そこはやはり検討させていただく余地があるだろうということで、これまでに、いつまでにとか、いつだというようなことをここで今言及することはできないということは御理解をいただきたいと思います。

処理施設を造って、これ、被害額がゼロになるということは当然ございません。冒頭、令和5年度被害額を156万4,000円というふうにお話をさせていただきました。仮に処理施設に3,000万円かかったといたしますと、これが、処理場、施設を造って被害額がゼロになったという想定で、前提でお話をすると、20年でペイをするという話ですよ。これがやはり、総体的に、鳥獣被害全体でそれが本当にバランスが取れた費用対効果が出てくるかということが

問題になるわけでございますので、せっかく今ある施設が有効活用できる——資格の問題もあろうかと思いますが——そこが余地があるのであれば、まずはそこをやっぱり生かしていくということが必要だろうと思います。いただいた課題については、また現場のほうと原課のほうとで協議をしながら対応させていただきたいというふうに考えております。

何はさておいても、頑張って野菜とかそうしたものを作っていただいております農家の方々が生産意欲を欠くようなことがあってはいけませんので、ここが一番大事だろうと思います。ですから、現状あります、産業課で準備しております有害鳥獣対策の助成事業をしっかりと活用していただいたり、あるいはそこを可能であれば少し拡充をしていったりということで、農家の皆さんあるいは家庭菜園をしていらっしゃる方もたくさんいらっしゃるわけでございますので、そうした方の意欲を削がない、そうしたことを考えていく必要があろうかというふうに思っております。

○議長（安永 友行） 6 番、松蔭議員。

○議員（6 番 松蔭 茂） どうも私の質問について、まだよく納得できておりません、私は。

しかし、今の話を聞いた限りでは、木部谷の処理施設は、食品衛生責任者、その資格があれば肉もやれると、こういうふうに言われましたね、確かに。後から聞いたら分かるけど。

私、話を聞くのに、今できないよということを自治体の猟師の方が言われたから、聞いてみたんです。できるということになれば、その人に、いや、できるんよと伝えにゃいけないので、それだけ分かっただけでも、まあええかというような感じがしますが。

これで終わります。

○議長（安永 友行） 以上で、2 番目の通告者、6 番、松蔭議員の質問は終わりました。

5 分間休憩します。

午前10時23分休憩

.....

午前10時34分再開

○議長（安永 友行） それでは、休憩前に引き続き一般質問を再開します。

3 番目の通告者、4 番、桑原議員の発言を許します。4 番、桑原議員。

○議員（4 番 桑原 三平） 桑原でございます。

私は、3 点ほど通告しております。

まず、1 点目の各種補助金の見直しはということで質問させていただきます。

令和5年度、6年度、補助金等が一律5%削減されております。補助金の用途等を改めて精査し、見直しが必要と思われます。一律でなく、事業によって増減をすべきと思いますが、このことについて考えをお聞きます。

○議長（安永 友行） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳） それでは、桑原議員、まず1点目の補助金の見直しはということで答弁をさせていただきます。

国、県等の補助、特別交付税措置などの財源のない単独補助金の削減につきましては、厳しい財政状況の中にあっても健全な財政運営を行いながら、地域医療確保のための財源を生み出すことを目的に補助事業の見直しを行い、住民、各種団体等に御理解をいただきながら行っているところでございます。

令和5年度当初予算では、いろいろ議会でも御議論がありまして、執行部といたしましても協議を重ねました結果といたしまして、単独補助金の削減目標を令和4年度と比較して5%とし、各課調整を行うことといたしました。

単独補助金の削減額は全体で2,133万9,000円となりまして、後年度の地域医療確保対策の財源として同額を地域福祉基金に積み立てました。

今年度、令和6年度におきましては、令和5年度当初予算計上額を上限とした目標といたしまして、各課内及び全体の調整を行ったところでございます。

一方で、新規の補助事業もございまして、令和4年度の単独補助金と比較をいたしましたところ、削減額は全体で1,087万1,000円となりまして、この金額同額を地域福祉基金に積み立てるとしたところでございます。

各課内調整による補助事業の精査や見直しによる増減、事業量による増減、また必要な事業は新規補助事業として計上するなど補助事業によって増減しており、一律の削減ではなく、結果として全体で削減額を確保するという形になっております。

今後につきましても、住民、各種団体等に御理解、御協力をいただきながら、各補助事業の精査による見直し、他の財源確保の検討あるいは事業の廃止と新規事業の入れ替えなどの見直しを行って、町の行財政の健全化、後年度の地域医療確保のための財源につなげていきたいと考えておりますので、このことにつきましては御理解を賜りたいと思います。

○議長（安永 友行） 4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平） この削減した財源によって、地域福祉基金として積み立てられるということでございますが、現在、医療対策において、地域の医療を守るためにそうした福祉基金は必要だと思いますが、この削減は事業によって行うべきであり、単独財源と分けてじゃなくて、事業別ですべきだと考えております。

例によりまして、町長もこの夏のふるさと夏祭りの会場、来られたことがありますが、その夏祭りの事業を行う実行委員会の皆さんの話を聞くと、かなり事業費自体が削減されて、なかなか住民の皆さんあるいは遠方から来られる観客の皆さんに満足いく花火を見せられるかどうか、またその前後に当たり、事業実施前にいろんな実行委員会の方の会合があり、また当日も朝早く

から、そうした事業により、かなり実行委員の皆さんの負担というか、事業を本当にボランティアという感覚で行っております。昼御飯も満足に食べられるか食べられないかというふうな、そうした弃当代の抛出もできないような実行委員の方もおられました。こういった事業について、その状況はかなり盛況であったと私は思います。

そして、夢・花・マラソン、これは単独の財源じゃなくて、財源があるのかも分かりませんが、この事業、これは削減はないわけです。この事業と夏祭り事業とどう違うか。

事業によって見直しを私はかけるべきだと考えております。来年度に向けて、この補助金について、どのように削減なり増減をするかどうか、お聞きします。

○議長（安永 友行） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳） 令和5年度と6年度、2か年にわたって、住民の皆様には本当に苦渋の御判断をしていただいて、御理解をいただいて、当初、令和5年度につきましては10%の削減ということで議会に御提案をさせていただきましたところでございますが、いろいろ御議論があって、結果的には5%という一つの目安をもって予算編成を再調整をさせていただいて、議決をいただきました。今年度の当初予算におきましては、まずはそこをベースに予算編成に当たらせていただきました。

少し冒頭のところで答弁申し上げましたが、本当に今一番の吉賀町の課題は、地域医療、介護をどうつないでいくか、どういうふうに確保していくかということでございますので、ここに非常にこれからも数年は財源が必要だろうということで、まだまだ全体の、じゃあ、どのぐらい要るかということにまで至っておりませんけど、いずれにしても、そこを早い段階から少しずつでも財源を確保していかなければならないというふうな思いの中で、令和5年度、令和6年度、今のような方針で補助金をカットさせていただいておるということでございます。

令和5年度、6年度の補助金は、先ほど令和6年度申し上げました、令和5年度も申し上げましたが、両方で約3,220万円、それから我々、町長、副町長、教育長、三役につきましても、自らの給料を私は10%、それから副町長と教育長にも御協力いただいて5%、これを令和5年度と6年度で2か年間で継続をさせていただいております。これが約450万円。

ですから、令和5年度、6年度の2か年で、補助金と我々特別職の給与を含めて、今、約3,670万円ぐらいの予算の削減をさせていただいて、お話のありました地域福祉基金のほうへ積立てをさせていただいたということでございます。

もう一つ申し上げれば、我々特別職、職員の人事院勧告に沿って期末手当の増額がありますが、これも令和5年度、それからその前の令和4年度、これもアップせず、現状の給与額をベースに算定をさせていただいて、その上で給料のカットもしている、こういった状況でございます。

我々の立場としてできることは精いっぱいやらせていただいております。それでも本当は足り

ないのかも分かりません。でも、この吉賀町全体で地域医療を守っていくという姿勢がありませんか、ああして今、つなぐ会の結成をされて、地域挙げて守っていただいておりますが、やはり財政の面でもそうした姿勢を見せていかないといけないという思いの中で、今のような状況になっておるということでございます。

それから、夏祭りの件でございます。昨年も今年も、私も8月14日に会場へ足を運ばせていただいて、ステージの上から挨拶もさせていただきました。本当に、お話がありましたように、これまでにない盛況だったというふうに私は感じました。実行委員会の委員長はじめ、本当に多くのスタッフの皆さんのお力添えでこうしたイベントができているのだということで、本当に敬意を表したいと思います。

この事業も補助金をカットさせていただいて、その中での運営でございますので、今、お話がありましたようなお弁当のことも含めて、非常に厳しい状況はあろうかと思います。補助金につきましては、これまで、令和4年度までは300万円であったのが、一律という言い方はちょっと当てはまらないかも知れませんが、勘案をさせていただいて5%、285万円を令和5年度、6年度は継続をさせていただいているということでございます。

一方、夢・花・マラソンのお話でしたが、これはほかの財源充当がございますので、今、5%という形で削減をしておりますのは、要は単独の補助事業でございますので、そこは少し考え方が違うということは御理解をいただきたいと思います。

いずれにしても、まずは地域医療を守っていかなければならない、住民の皆さんの命と健康を守っていくというのが第一のやらなければならないことでございますので、それを念頭に置いて大変厳しい判断をさせていただきましたが、補助金のカットをさせていただいているということでございます。

今年の3月1日に、いろいろな方に御協力をいただいて、カタクリ会で指定管理をスタートさせていただいて、医療と介護をどうにかつなぐことができております。とはいいいましても、本当にこの厳しい状況の中で指定管理の方が頑張っているということでございますので、状況につきましては、それぞれ全員協議会の中で担当課長のほうからも収支のことも報告をさせていただいておりますが、間もなくいたしますと、町といたしましても、10月、11月は、今度は令和7年度の予算編成方針をつくらなければなりません。その段階で、今回のこの補助金の扱いをどうするかということもまた結論を出していかなければならないということでございますので、いろんな皆さん御意見があるというのは私も重々承知をしております。まちづくりの声でもたくさん声が届いておりますし、直接お電話をいただいたり、お話をさせていただく機会もございますので、そうしたことも総合的に勘案をしながら、来年のまた予算編成に向けて協議を重ねてまいりたいというふうに考えております。

○議長（安永 友行） 4 番、桑原議員。

○議員（4 番 桑原 三平） 本当に夏祭り実行委員の皆さん、いろいろな企業を回って協賛金を集めて、何とか……というふうな感覚であります。できれば、増額についてはぜひ考えていただきたいと思います。

2 番目の質問に移ります。

高齢者の見守り等対策について。

現時点において、高齢者世帯数（独居、夫婦）について、どのように把握されておられるか、状況です。また、対策についてお聞きします。

そして、これはある住民の方からの提案でございますが、民間会社で、防犯と見守りをして安心を続けるサービスがございます。親の見守りプラン、シニアの安心プラン、御利用料金月額 5,060 円から。救急ボタンのマイドクターを身につけておけば、突然の体調不良やけがのとき、握るだけで救急通報できますというふうな、今、宣伝をされている業者もおられます。こういったホームセキュリティーについて、補助は可能かという質問でございます。これは、もちろん本人負担の場合ということですが、どのようにお考えでしょうか。お聞きします。

○議長（安永 友行） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳） それでは続きまして、高齢者の見守り等対策についてということで、まず前段の部分をお答えをしたいと思います。

本定例会資料で提出しております介護保険特別会計状況報告では、令和 6 年 6 月時点での高齢者人口は 2,574 人で、高齢化率は 46 %でございます。

このうち、現時点での独居や高齢者夫婦等の世帯について把握しているのかとの御質問でございますが、住民基本台帳を基に該当世帯を抽出することは可能でございますが、家族と同居していても、世帯分離等により高齢者のみの世帯としてカウントされる場合や、施設入所者の場合、全て独居世帯にカウントされるなど、実態を正確に反映した数字とは乖離があるとの考えから、全数把握は現在行っておりません。

独居等の何らかの要因により支援が必要な世帯につきましては、医療機関をはじめ、民生児童委員や消防分遣所等の関係機関からの情報を基に対象把握を行い、吉賀町地域包括支援センター等が必要な支援につなげておるのが現状でございます。

民間会社の防犯プラス見守りホームセキュリティーサービス料への補助についての御質問でございます。

現在、吉賀町におきましては、「吉賀町緊急通報装置設置等費用助成事業」によりまして、民間会社の緊急通報装置を設置する際に発生する初期設置費用等、または維持経費等については低所得者を対象に助成制度を設けておりますが、防犯のためのホームセキュリティーは、このサー

ビスは助成対象外としております。

ちなみに、令和5年度の助成件数で申し上げますと、設置費につきましては1件で1万500円、それから、維持費につきましては4件ございまして2万3,000円、こうした実績でございました。

○議長（安永 友行） 4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平） 防犯というだけではなく、健康の見守りもあるということで、健康をいつでも見守るセキュリティーサービスについては、補助も検討すべき課題かと思いますが、その点、再度お願いします。

あと、本人負担外でもできるものかどうか、その点についてお聞きします。

○議長（安永 友行） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳） 現在のこの制度につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

今、議員のほうから御質問のあったことにつきまして、事務を実際やっております保健福祉課のほうから少し考え方を述べさせていただきたいと思います。

○議長（安永 友行） 中林保健福祉課長。

○保健福祉課長（中林知代枝） 失礼いたします。

現在、先ほども申し上げましたが、町の「吉賀町緊急装置設置等費用助成事業」というのがございます。先ほども町長が申し上げましたが、実際、今、防犯のところにつきましては対象外としておりまして、救急通報のみ、そういったところで民間会社が行っております助成のほうをさせていただいております。

詳細の金額等は存じ上げませんが、現在の防犯と見守りにつきましては、今現在、原課のほうではまだ検討のほうをしておりません。現在は、こういった緊急通報装置、そちらのほうの補助のみということで補助をさせていただいているところでございます。

○議長（安永 友行） 4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平） 高齢者、特に独居の方の見守りについては、ぜひとも検討をしていただきたい。

そして、次に、高齢者に対しての配食サービスについて、現状を聞きます。

これは、前に、私のほうから、課長にも問い合わせしたことがあるわけなんですけど、業者が配食サービスされていて、その業者が店を畳んで、配食ができなくなった。あと、社会福祉協議会が配食を週に1回ですか、2回ですか、やっておられる。

毎日、皆さんが、都会におられる子どもさんなんかは、年寄りのところへ弁当を持っていつてくれんだろうかという問い合わせが、ほかの業者の方の今やっている方のところへ来ているわけなんですけど、その業者の方が、遠くまでは配食はできかねるので、そこら辺は行政のほうで何と

かならんだろうかというふうな業者の方からの相談ということでございまして、その点について以前お聞きしたことがあるんですが、その点、今、どういうふうになっているか、その現状についてお聞きします。問題点や課題についてもお願いいたします。

○議長（安永 友行） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳） 先ほどの緊急通報装置のところで、保健福祉課長が答弁させていただきましたが、やはり防犯ということで再度検討していただきたいということでございました。防犯ということになりますと、今度は所管課は総務課のほうになりますので、おひとり暮らしの方の健康とか命を守るという意味での緊急通報と、もう一つは防犯、セキュリティーという切り口での話だろうと思いますので、保健福祉課、それから当然、総務課のほうで少し勉強もさせていただきたいなというふうに思っております。

それから、今お話がありました高齢者等の配食サービスについての現状、それから問題点、課題について答弁させていただきたいと思います。

現在、吉賀町社会福祉協議会に、食の自立支援事業の名目で、委託契約を締結をして実施をしていただいておりますという状況でございます。令和5年度の利用登録者数は213名で、提供いたしました食数で申し上げますと1万975食でございます。月曜日と木曜日の週2回実施をしております、弁当の配布の際には安否確認を行うなどの見守り活動も兼ねてお願いしておりますでございます。

なお、今回の通告もございましたので、社協のほうからヒアリングを行わせていただいて、現時点での課題等について少し整理をさせていただきました。

まず、1点目といたしましては、調理員不足あるいはマンパワーの部分でございます。その対策といたしまして冷凍食品の利用を始めたけど、質の低下に対する苦情が数点寄せられたということがございます。

それから、2点目はボランティアの確保でございます。当然、先ほどのマンパワーと同じでございますが、そうした状況でございますので、一部の地域では配達を社協の職員が行っておると、こういうことでございます。

それから、3点目といたしまして、食材費の容器等の高騰、これは御案内のとおりでございます、物価高騰ということでございます。

それから、4点目といたしましては、福祉センターの調理場のスペースの問題もあるようでございます。

それから、5点目といたしましては、特に今報道もされておりますが、米不足の影響もあつてか、必要な米の確保が非常に難しいという面もあるようでございます。

こうしたことをヒアリングをさせていただいて、原課のほうでは整理をさせていただいたとい

うことで、現状もあります、課題も当然あるということは認識しております。

とはいいいながらも、このニーズというのは年々増えております。それから、町なかではお店がなくなったり、それから従来行われておられた配食サービスの業者の方も辞められたりというような事情があるというのは重々承知しておりますので、ここはやはり、官民挙げてその対策を考えていく必要があろうかというふうに考えております。

○議長（安永 友行） 4 番、桑原議員。

○議員（4 番 桑原 三平） 先ほど、今、町長から、問題点あるいは課題について聞きました。

やはり、今の社協だけでは、また民間の業者の数だけでは、十分利用者の需要に追いつかないということですが、私はここに、教育長に対しての質問で3地域、要するに給食センター、3地域あります。この給食センター、もちろん条例で学校給食ということに使用は限られているということは承知しております。だけど、こうした学校給食も併せて、今から地元のボランティア等、民間の力も加えて利用して、地元の事業として成り立つために、条例を改正してでもこの給食センターを利用しながら配食サービスについても検討していく、要するに公設民営ですか、指定管理者等、そうした——恐らく給食センターも、今後の状況によっては本当、行政だけで、吉賀町の事業費だけで賄っていけるかどうかというのも考える余地があると思いながら、そうした給食センターの施設を利用することも可能ではないかという柔軟な発想で考えたらいかがということで質問したわけですが。教育長にお聞きします。

○議長（安永 友行） 中田教育長。

○教育長（中田 敦） それでは、3地域、今現在あります六日市の学校給食調理場、それから七日市にございます七日市の学校給食調理場、それから柿木の調理場、3調理場のことだと思いますので、それについて答弁をさせていただきます。

現在、六日市給食調理場では、約230食。これは児童生徒及び教職員含めてですが、毎日約230食。それから、七日市給食調理場で約100食、それから柿木給食調理場で約110食の安全、安心でおいしい給食を学校に提供しているといった状況でございます。

ただ、六日市調理場が平成14年建築で今22年経過、それから七日市調理場が昭和54年建築で45年が経過、それから柿木調理場が昭和56年建築で43年が経過しており、それぞれ老朽化が進んでおり、厳しい衛生管理の下、手狭なスペースで調理作業をしているという状況が一つございます。

また、毎月のように調理員募集のチラシといたしますか、案内を出しておりますけども、欠員が出ておりまして、厳しい人員体制で調理を進めているというふうな状況があり、これらを踏まえますと、高齢者向けの配食サービスを新たに実施するということは非常に難しいというふうに言わざるを得ないところです。

仮に、条例等いろいろな問題あるかもしれませんが、子どもたちと同じ献立でよいということにして、物理的には10食あるいは20食程度余分に作ることは可能です。ただし、この配食については、3つやり方があるかと思いますが、例えば弁当詰めをして、各家庭に配送する。それから2つ目の方法としては、高齢者の方に集会所、公民館等を集まっただいて、そこへ食缶、食器を配送して、また回収して。3つ目の方法といたしましては、高齢者に学校のランチルームにお越しただいて、一緒に給食を取っていただくという3つの方法が考えられます。

この1の弁当方式につきましては、弁当詰め、配膳はある程度のスペース、それからその作業をする職員の方が新たに必要になること、それから配送しなければならないということ、それから2つ目の一定の場所に配送していくという方式は、厳しい学校給食衛生管理基準というのがございまして、そのため、調理済みの食品、献立のみではなくて、食缶から食器、箸、スプーンと、そういったところまで回収、それから洗浄、滅菌という一連の流れを一括管理しないといけないというふうなところがございます。

それから、3つ目のランチルームの方式は、学校の受け入れ体制が可能かどうか、それから高齢者の方の出席、欠席というものの毎日の確認、それから給食費徴収のいろいろな事務、そういった業務が必要となって、スペースであったり人員であったり、ちょっと時間もかかったりというふうなところがございますので、現状では困難かなというふうなところがございます。

しかしながら、議員がおっしゃるように、現在の給食調理場で何とかならないかということで、新たな多機能な学校給食センターを造れば可能だとは思われます。例えば、神奈川県の実老名市や岩手県の遠野市などでは、新たな給食センターを造る際に、学校給食だけでなく、災害時対応であるとか、ここには幼稚園はありませんが、幼稚園給食であるとか、それから高齢者対象の配食の機能も備えたものを設置しているという例がございます。

先ほども申しましたが、老朽化が進んでいるということもありまして、今後まだ、今現在こういう計画があるということではございませんけども、学校給食センターの持つ資源、町の持つ強みや弱みというものがあります。それから、将来的なニーズというふうなものもございます。それらを分野横断的に、教育委員会だけではなくて、分析して、学校給食センターを行政サービスの提供拠点の一つと捉え直した上で検討すれば、可能であるかとは思っておりますのでございます。

以上です。

○議長（安永 友行） 4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平） 今、教育長のほうから、総合的に考えて、将来的に、学校給食だけでなく、弱者に対する配食を考えることは可能ではあるということで受け止めました。このことについても、行政として十分、先のこと、将来的なことではありますが、検討課題として申し送

っていつていただきたいと思います。

次の３点目に移ります。

３点目に、庭木や住宅周りの支障木の処理後の対策はということで、庭木の枝条や住宅周りの支障木を剪定し、また伐木した後の処理について、焼却もできず、困っているとの住民の方からの相談がありました。

このことについて、いろんな考え方があるかと思いますが、エネルギー源として対策をするとかいろいろあると思いますが、また焼却するにも、住宅の近くで焼却すると煙等あるいは危ないからということで処理もできない。そうした現実において、町としてどういうふうな考え方を持っておられるか、お聞きします。

○議長（安永 友行） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳） それでは、続きまして、庭木や住宅周りの支障木の処理後の対策はということで御答弁をさせていただきます。

まず、行政等に対応しております現状の内容についてお伝えをさせていただいて、御理解をいただきたいというふうに思っております。

庭木や剪定枝等につきましては、直径１０センチ以下のものであれば、町指定の可燃ごみ袋に入れる長さに切って、燃えるごみの日にごみ集積所に出すことができます。

また、処理施設、これは益田地区の広域クリーンセンターのことでございますが、こちらへ直接搬入することも可能でありまして、可燃ごみ袋に入れた状態であれば処理費用はかかりません。可燃ごみ袋に入れずにそのままの状態であれば、ここには１０キログラム当たり６０円の処理費用がかかります。

可燃ごみ袋に入れずにそのまま搬入する際には、長さ１メートル以内程度に切って、土などの燃えないごみが混ざっていないことを確認をして、直接搬入をすれば、受け入れてもらえるというような状況でございます。

申し上げましたような内容で対応していただくこととなっております。住民の皆様には、いろいろ生活の中で御不便をおかけすることがあろうかと思いますが、今申し上げましたような内容で御理解と御協力をお願い申し上げたいと思います。

○議長（安永 友行） ４番、桑原議員。

○議員（４番 桑原 三平） 本当、自分のところの個人の家だけで、近所にほかに住宅がなければ、自分たちの中で焼却する方もおられます。それであつたら全然処理が見やすいというか、放っておいても別にいいわけなんです。住宅が近所にたくさんあれば焼却もできない、そうした方がどこにどうすればいいかというのがなかなか、処理方法が見つからない、分からないという相談でした。

ただ、数量が軽トラックに1杯ぐらいなら、まだ何とかそういう処理もできるかも分かりませんが、もう少し多くなれば処理も、軽トラックも持ち合わせていないという方もおられます。こうした方に、ある程度、業者に任すよりほかない。業者に任せれば、運賃から何からかなりの負担になります。これを、ある程度数量がまとまればエネルギー源として利用できる、また集材地を考えての処理をできれば、今のバイオ発電等、そうしたことにでもできるような体制が取れるかどうか、その点については検討したことがございますかどうか、お聞きします。

○議長（安永 友行） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳） 先ほど私が答弁をさせていただきました内容、まだまだ住民の皆さんに徹底をされていないというふうにお聞きをしました。周知不足の部分もたくさんあるんだろうと思いますので、まず、今どういった対応をしておるかということは、いろんな媒体を通じて住民の皆さんに周知をしていきたいなというふうに思っております。

それからもう一つ、運用の話だと思います。今、県が公共事業として河川の中の樹木の伐採をして、その処理も、以前はそれを業者の方が定められたところで処理をするということがございましたけど、現在県が運用しておられるのは、それを一旦どちらかの河川敷なんかに置かれて、周囲の方がそれを薪に使ったりということで、そうしたような運用も県のほうも対応しておられるやに聞きました。

そうしたことが町でも同じような——これ、川のお話ですけど——庭木とか、そうしたところでの剪定の中で、そうしたことができればまたいいのかなというふうに私も聞きながら思ったところなんです。

いずれにしても、周囲の問題で、庭木のことであったり、それから特に収集の関係、いろいろ難儀なところがあるというお話だろうと思いますので、運用の面につきましては、担当しております税務住民課長のほうから、こういった場合にはこうなんだと、収集の面でこうしたときにはこうなんだということ、少し補足の説明をさせていただきたいと思います。

○議長（安永 友行） 山根税務住民課長。

○税務住民課長（山根 徳政） 失礼いたします。

先ほどの集め方、どういうふう処理したらいいのかというのが分からないという、情報の提供のことにつきましても、電話であったり、問い合わせがございました場合には、先ほど町長が答弁したように、可燃ごみとして収集のほうへ出していただきたいという御案内をさせていただいておるところでございます。

あまりなじみがないところで言いますと、先ほどの答弁の中にもございましたけれども、益田にあるクリーンセンターのほうへ直接搬入をする。軽トラに1杯ぐらいあるようでしたら、そちらへ入れるほうが得策といいますか、一番簡単に処理ができるのかなというふうに思いまして、

御案内のほうはそちらでさせていただいているというところでございます。

先ほどありましたエネルギー源であったり、集材をしてという話もございました。受け入れ先があった前提ではございますけども、そういったところが連携なりというところができましたらば、どこかへ集めてということも考えられるのかなというふうには思っておりますけども、現在、収集するということで、まだ検討のほうはいたしていないという状況でございます。

それから、個人さんで依頼をされる方で、シルバー人材センターのほうへ依頼をされるという場合もあるというふうに聞いております。そちらに依頼された場合には、枝とか葉っぱの処理につきましても最後まで面倒見ていただけるという話も聞いておりますので、そちらへ依頼をされるというのも手かなというふうに思います。

それと、切ったものを業者へお願いをするということになりますと、こちらについて今度は産廃扱いになるということもございますので、またそれはそれで別の処理費等もかかるかと思えます。量の多い場合にどういった処理ができるのかということが一番の問題だとは思いますが、できましたらば、少しずつやって、少しずつ処理をしていただくというふうに、こちらに問い合わせがあった場合には御案内をさせていただいているというところが現状でございます。

以上です。

○議長（安永 友行） 4 番、桑原議員。

○議員（4 番 桑原 三平） 以上で私の質問は終わります。

○議長（安永 友行） 以上で、3 番目の通告者、4 番桑原議員の質問は終わりました。ここで 5 分間休憩します。

午前11時21分休憩

.....

午前11時29分再開

○議長（安永 友行） それでは、休憩前に引き続き一般質問を再開します。

4 番目の通告者、8 番、大庭議員の発言を許します。8 番、大庭議員。

○議員（8 番 大庭 澄人） 私は、2 問の質問を通告しております。

1 番目の農業対策はということですが、農業対策の中にはたくさん問題がありますけれども、今日は農業経営に絞って質問したいと思います。

現在、物価が高騰しており、農業生産者は大変厳しい状況に置かれております。廃業寸前にまでなり、農家自身の努力には限界があり、いかんともしがたく、資材費や運賃、農薬・肥料代、機械器具、燃料など、また、毎年各 7 % 前後資材等が上がって、収穫の手取りが 4 割前後となります。

また、これに加えてパートなどの人件費をそこから差し引くと、農家の収入はほとんどなくな

り、合わなくなります。

おまけに、近年の猛暑で農作物の不作に輪をかけております。

このような状態に、町長がどのように考えておられるか、また、その対策等もありましたらお聞きしたいと思います。

○議長（安永 友行） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳） それでは、大庭議員の農業対策はということについて、御答弁を申し上げたいと思います。

農業を取り巻く状況につきましては、議員御指摘のとおり全国的にも厳しい状況が続いており、加えて昨今の物価高騰で経費が上昇し、経営を圧迫している現状は認識をしております。

ただ、水稻については先日 J A しまねより、令和 6 年産島根米の概算金が発表されましたが、1 等米コシヒカリで、令和 5 年産より 30 キログラム袋体で 2,300 円増の 8,400 円で、J A しまね合併後 10 年間で過去最高額となり、ある程度米価は回復しているのではないかと感じております。

しかし、燃料の高騰や機械代、肥料代の高騰は今後も続くものではないかというふうに思っているところでもございます。

吉賀町の基幹産業でもあります第 1 次産業については、年々厳しい状況になっており、特に担い手不足は深刻な状況となっています。作ったものが高く売れば問題ないわけですが、収入に対して経費等の支出が多く、バランスが取れていないため、廃業を考えざるを得ないところまで来ているのではないかと認識をしております。

これは、国の農業政策にも問題があるというふうに私は考えております。大規模農家向けには様々な支援がある一方、吉賀町をはじめとした中山間地域における小規模農家向けには、なかなか支援がないのが現状でございます。

何らかの助成ができないかという御質問でございます。

吉賀町においては、過去にコロナ禍により米価が大幅に下落した際に、「米価下落影響緩和支援金」を実施し、肥料が高騰した際には「肥料価格高騰対策事業」をそれぞれ実施しております。

米価に関しては、さらなる価格上昇が必要であると認識しておりますが、回復傾向にあることから、米価に対する支援は現在検討しておりません。

肥料価格に関しましては、一部では高止まりの状況ではありますが、低コスト肥料や鶏ふんなどの有機質肥料の利用も増えていることから、現時点では緊急的な対策を講じることは考えておりません。

農業機械も高騰していると聞いております。現在、認定農業者や法人組織等の担い手を中心にではありますが、島根県の事業を活用した補助事業も行っております。

また、地域農業の維持という観点から、国の事業でもあります「中山間地域等直接支払交付金」や「多面的機能支払交付金」を活用していただいている地域も多くございます。

特に「多面的機能支払制度」は、草刈りや溝掃除に日当が支出でき、農業者の負担軽減につながる制度であるため、今後も広めていきたいと考えております。

個々の農家に限界がある場合には、集落ぐるみで営農の組織化を促したり、現在、公民館単位で地域計画の作成を進めておりますが、地域の課題や現状を把握することによって、課題解決に努めていきたいと考えております。

これまであったコロナ交付金のような財源措置があれば、個々の支援ができるわけですが、現状においてはそれも難しい状況となっております。現時点では、既存の事業を活用あるいは広めていくことで、農業者の支援を進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（安永 友行） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人） 今、米が値上がりして、農家のほうも一息ついておられると思いますが、やはり暑さで乳白米というのがたくさん出ていると思います。それで1等にならないということが考えられますので、そういうことも。

また、私はミニトマトをやっておるんですけど、パートにお願いして、またほかの農家もミニトマトだけで生計を維持しているということがあります。ミニトマトの場合は、特に高温で玉が大きくなる前に赤く熟れてしまい、駄目になってしまいます。また、玉が大きくなっても、温度が高いために柔らかく、商品にならないという現状が生まれております。こういう中で、農家の収入は本当、ものすごく減少しております。

こういうことで、せっかく施設を導入し、トマトだけで食うていこうと今までやってきたのに、これでは廃業しかないということが真剣に今言われております。この辺のことも含めて、再度町長のお考えをお聞きます。

○議長（安永 友行） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳） 支援策につきましては、現状、先ほど申し上げたとおりでございます。

今、議員のほうからお話ございましたように、温暖化の問題というのは、現状、我々の力でどうこうなるものではないということでございまして、これは地球規模、世界規模でやっぱり対策を講じていかなければならないかと思っております。

それはそれといたしましても、温暖化の現状をつぶさに注視をしていくという姿勢は必要でございますので、的確な情報を、我々行政としてもしっかりとつかんでいきたいというふうに思っております。

いろいろな形で物価が高騰してコストが上がって、今年は幸いJAさんが、先ほど言いましたように、これまでコシヒカリ1等米、昨年は6,100円であったものが、2,300円上がって

8,400円ということで、少し明るい材料があるというのはせめてもの救いでございますが、これから引き算をする、コストが非常にかかっているということで、結果的に、それじゃあ農家さんの収入がどうかということになると、これはまた厳しい部分があるというのは重々承知をしているところでございます。

なかなか使い勝手の問題もございますが、毎年度各御家庭のほうへ産業課で準備をしております零細の補助事業も含めて、全体の補助事業等も御紹介もさせていただいて、全戸配布をさせていただいておりますので、これは農業に限らず、有害鳥獣であったり、林業であったり、商工業であったり、たくさんの補助事業を準備しておりますので、これをしっかり御利用いただきたいなというふうに思っております。

これに必要な財源は、また議会のほうにもお諮りをしなければなりません、我々といえども、可能な限りの御協力、御支援はさせていただきたいということでございます。

それから物価高騰は、これは、当然吉賀町に限らず日本全体のことでございますので、定例議会の冒頭で私の動静報告もさせていただきましたが、その中にもございました、9月の2日と3日には、島根県の町村会正副会長と事務局で、島根県知事と、それから翌日には、3日には中央へ出かけまして、総務省、これは総務省自治財政局が中心でございますが、そこ県選出の国会議員の先生方のところへ、それぞれ個別に要望活動をさせていただきました。

たくさんの項目がございます。特に農業とか物価高騰のところで申し上げますと、まず物価高騰対策で申し上げますと、どうした要望をしたかといいますと、先ほど答弁でも申し上げましたが、これまでは自由度の高い交付金がありました。コロナ交付金、臨時交付金、これが今ないんです。

しかし、でも、現状は、地方はどうかというと、全くまだ脱却できていないような状況でございますので、そのお話をさせていただいて、今、国政のほうは混沌とした状態で、いつ臨時国会が招集されて補正が上がるのかまだ分かりませんが、今年度の補正と来年度の当初予算の中で、自由度の高い交付金制度で改めて創設をしていただく、継続していただくようお願いはさせていただきました。

それから、農業全般について申し上げますと、これは、これまで議会のほうでもいろいろ答弁をさせていただいておりますけど、販売促進とか、それから需要喚起に係る支援、それから価格の安定対策の充実であったり、積極的な収益補填対策を講じていただきたいということ。

それから、もう一つ大きな問題、吉賀町もかなり影響が出ていますが、例の食品衛生法の、これまで届出制が許可制になったということで、道の駅とか店舗に並んでおったお漬物とかがほとんどなくなりました。本当に地域の農家の皆さんが、自分が生産をした農作物を使って、たくあんであったり、白菜の漬物であったり、加工品であったり、それを一つの生きがいとして道の駅

に出したりしておられるんですが、これがやはり設備の関係で、投資の関係でできなくなったということがあって、本当に半減をしております。ぜひこの食品衛生法の許可制のところを、少し手続的なことも含めて緩和をしていただきたいというのも、本当に率直な願いということで申し上げたところでございます。

それから、先ほども答弁させていただきましたが、「日本型直接支払制度」のことにつきましても、支援の拡充と必要な財源をしっかりとやっていただきたいということで、要望活動をさせていただきました。

今御紹介させていただいたものに限らずでございますけど、これを島根県知事、それから東京へ出かけて総務省、一番地方の財政を預かります自治財政局長であったり、それから審議官であったり、財政課長であったり、そうしたところへ出かけてお願いもさせていただきましたし、それから制度を決めていただく国会議員の先生方のところにもしっかりと声を届けさせていただいておりますので、我々といしましては、これがどういうふうに今度は制度として返ってくるか、あるいは財源として返ってくるかという、そうしたことを大いに期待をしているところでございます。

これが成就すれば、我々どういたしましても、島根県と一緒にやって支援をさせていただきたいという思いでございます。

○議長（安永 友行） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人） 物価が全部というか、ほとんど7%ぐらい上がっております。7%といいましても、たくさんあるので、全部言うともものすごく上がっており、またこれに加えて、10月12日から最低賃金が962円になり、これもまた圧迫してきております。

そして、その上にこの暑さです。この暑さは、町長もどうしようもないと思うんですけど、とにかく暑さで農作物がやれないという、この辺があるんです。それで、暑さに対する補助金なんかと思うんですけど、その辺はどうですか。とにかく暑くてできないです、野菜が。その辺のことをもう一度お願いします。

○議長（安永 友行） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳） 非常に難しい問題を投げかけられましたけど、暑さ対策、先ほど申し上げましたが、地球の温暖化というのは一地方のレベルとか、日本のレベルとか、そうしたことでございませぬので、やはり地球規模で考えていかなければならない問題でございませぬので、そこにやっぱり山のことであるとか、いろいろ関わってくると思いますので、そうした活動をやったり地道にやっていく以外に私はないと思います。

これは、私でできることでも当然ございませぬし、やはり裾野を広げて、幅広に活動していくということをやっていかなければならないかというふうに思っています。

行政として、暑さ対策に対して何ができるかということでございます。当然、命と健康ということであれば、福祉とか保健の立場でいろいろな施しをしていくところもあるかと思います。農業現場でいえば、やはり総出で生産が落ちたところをどういうふうにかバーをしていくかということで、対策を講じていかざるを得ないかというふうに思っております。

ただ、現状は財政に厳しい、それから手持ちの優遇財源がないということで、先ほど申し上げましたように、自由度の高い交付金をぜひ創設をさせていただいて、物価高騰等々に対して、あるいは暑さによって生産が落ちたところに対しての支援ができるような財源をぜひ確保していただきたいというのはお願いをしているわけでございますので、そこを結果を見て、我々としては対策を講じていきたいなというふうに思っております。

○議長（安永 友行） 8 番、大庭議員。

○議員（8 番 大庭 澄人） 暑さ対策というても、なかなか町としても答弁に困ると思います。産業課などと検討いたしまして、暑さというのはこれで終わりじゃなく、また来年も暑くなると思います。物価も上がると思います。その辺でどういうふうにしたらいいのか、産業課を含めて検討してもらいたいと思います。よろしく。

2 番目の質問で、病院の件ですけど、今、リハビリで使用している足の運動の自転車、仮称ですけど——が以前故障して、その代理として小さなもの、値段にして1 万円もかからない、テレビショッピングで7,500 円で販売していました。

そういった品物を、これが正式に故障したものの代理なのか、それとも、ずっと今後もそれでやっていくのか、その辺のことをちょっとまずお聞きします。

○議長（安永 友行） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳） それでは、2 点目でございます。病院の件ということで、お答えをしたいと思います。

よしか病院のリハビリ器具に関する質問で、これは6 月定例議会一般質問からの引き続きでの御質問になろうかと思います。

よしか病院で、リハビリテーション科において設置していた自転車、エルゴメーターについては、石州会から無償で譲渡を受けた器具でございまして、平成26 年の導入から10 年が経過していることもあり、よしか病院開設の3 月以前から故障していたものでございます。

耐用年数が過ぎているということ、それから、修理をするにも部品がないということもございまして、よしか病院指定管理者仕様書による「貸出備品等管理業務」、これに基づいて指定管理者の「医療法人カタクリ会」と吉賀町とで協議した上で、現品を修理して使用することは事故等につながる可能性もございまして、使用に耐えられないと判断し、既に撤去処分をしているところでございます。

また、同仕様書では、「備品の更新が必要な場合は町長に報告し、町の負担とする。」と定めていることから、町として導入は妥当と判断し、比較的安価で利用者の方が使用しやすい電動アシスト機能つきを含むサイクルマシン計4台、合計で5万4,000円で導入をしております。

議員御質問の1点目の一時的なものかどうかということですが、この器具の導入は永続的な対応ということになります。

そうなりますと、その導入自体がいかげなものかということになろうかということですが、その器具を実際に使用する効果として、下肢の筋肉向上や関節可動域の改善とともに、全身持久力もアップできます。また、膝や足首の位置や曲がり具合など、固有感覚や、股、膝、足など、関節周囲筋のスムーズな曲げ伸ばしなどの筋の協調性、下肢の循環不全などの改善に効果があるということを、指定管理者でございます医療法人カタクリ会より伺っているところでございます。

○議長（安永 友行） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人） 永続的にそれを利用するということですが、本当に物として、小さなこのぐらいのものなんですよ。利用できる人と、私も障がい者であり、やってみたんですけど、利用できないんです。動いて、足が引っかかって、回されないんです。その辺のこともあるので、そこはもうちょっと考えてほしいと思います。

今、六日市学園があったところに運動器具がたくさんあると思いますが、そこに狭いぐらいあるんです。その中で、今言っていた電動の自転車みたいなのが、たしか3台ぐらいあると思うんです。それで、そんなに必要じゃないと思うので、1台ぐらいはよしか病院に回してもらえないかと、そういうことも検討してもらいたいんです。

ぜひ、今の1万円前後の機械で対応というのが、ちょっと私としては、いけないというか、やれんと思います。その辺で、ぜひまた検討できるかどうか、いま一度お願いします。

○議長（安永 友行） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳） 私は医療・介護の専門職でございませんので、適格なお答えになるかどうか分かりませんが、やはり先ほど答弁させていただきましたように、指定管理者であります医療法人カタクリ会とそれから町、直接的には医療対策課になるわけでございます。ここで、やはり専門家の皆さんの御意見をお伺いしながら撤去を決め、そして、新しい器具を購入、設置をされたということでございますので、私はその判断は当然正しい御判断であろうというふうに考えております。

それから、高津川てらすにあります、これは、以前とある業者のほうから御寄贈いただいたものに企業版ふるさと納税の御浄財を頂いて、追加で施設の更新・拡充をしたものが、機具がたくさんあそこにあります。私もあそこへ出かけさせていただいて、実際器具も使ったことがあるわ

けでございます。今、議員の言われるような器具も、多分あるわけでございます。

ただ、これは医療・介護で使える器具かどうかということはまた別問題、体力増進とかそうした意味での器具があそこには置いてあるはずでございますので、医療であったり、介護であったり、リハビリのところで使う器具とはまた少し私は違うと思うんです。それこそ専門職でないので、的確なお答えになるかどうか分かりませんが、私はそうではないというふうに考えております。

ただ、そうした御意見があったということは、今日、医療対策課長もおりますので、持ち帰りをさせていただいて、情報共有をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（安永 友行） 8 番、大庭議員。

○議員（8 番 大庭 澄人） 入れた機械は、判断して入れたんだから、それでやれということなんですけど、今言ったように利用できない人もいるということ自体も含めて、そういう少ないリハビリの器具の中で、一つがなくなって利用できないということは、非常に障がい者やまた体の不自由な方にとっては大きな問題であり、本当に毎日のリハビリができないということですので、その辺も含めて考えていただきたいと思います。

また、今、機具がたくさん、3つあるというか、そういうところで機械が利用できないという、私も一度見ただけでちょっと分からないんですけど、恐らく利用できる機械だと思います。その辺も含めて、ぜひ検討していただきたいと思います。

これで私の質問は終わります。

○議長（安永 友行） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳） 少し私のところでは説明不足もあろうかと思っておりますので、医療対策課長のほうが少し補足をさせていただきたいと思っております。

○議長（安永 友行） 渡邊医療対策課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治） 質問にお答えをしたいと思います。

リハビリを利用される方がたくさんおられるということは、承知をしております。

今回、自転車のエルゴメーター 1 台の廃棄をして、4 台のサイクルマシンを導入したというような経緯があります。

どうしても 1 台のエルゴメーターを利用するに当たりまして、多くの利用者がいる中では、やはり待ち時間が長いこととか、設置場所までは移動が必要であること、あるいは自転車のようなものですので、座って利用できる方に限られるというようなことがあるなどの課題がありました。

その中で、サイクルマシンにつきましては、安価で 4 台購入したということでありましたので、多くの利用者が効率よく使用できること、それから小さなものですので、持ち運びができるため

移動の必要がないこと、それから、入院病棟や介護医療院へも持ち出しをしております、ベッドの上などで寝た状態でも使用ができるというような利点があるということから、多くの方に利用されているということを聞いておりますので、今日、議員さんがおっしゃられたことにつきましては、また持ち帰ってそういう話もしておきたいとは思いますが、そのようなところで医療対策課のほうは承知しているということです。よろしくお願いします。

○議長（安永 友行） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人） 以上で、私の質問を終わります。

○議長（安永 友行） 以上で、4番目の通告者、8番、大庭議員の質問は終わりました。

ここで昼休み休憩とします。休憩します。

午後0時00分休憩

.....

午後1時01分再開

○議長（安永 友行） それでは、休憩前に引き続き午後の会議を行います。

質問に入る前に、まず紹介をしておきます。次の一般質問の相手方が、農業委員会の会長とありますので、齋藤学農業委員会会長が出席されていることを皆さんに紹介をしておきます。

それからもう一点、質問に入る前に、今朝ほどの2番議員の質問の中で、ビエンナーレへの視察のことで、回答漏れということもない、後ほどということでしたが、今分かりましたので、ただいまからその分の回答をしていただきます。重藤教育次長。

○教育次長（重藤 剛） 失礼します。それでは、午前中の村上議員さんの御質問に回答させていただきます。

公民館と連携して、ときわ公園彫刻の丘に設置されている彫刻の鑑賞ツアーの開催などを行っていますということで、回答をさせていただいたわけですが、これについて、参加人数のほうについてお問い合わせがあったところでございます。

こちらは、平成28年の3月と10月に、町のまちづくり計画の目的達成のために、町民が多様な文化、文化活動に接する機会の拡充対応として、各公民館と連携して実施した彫刻の鑑賞ツアーを実施しております。

六日市地区に関して、参加者は当時25名、柿木地区に関して参加者が22名、朝倉地区の参加者について29名ということで確認させてもらっておりまして、合計で76名の参加者の方がいらっしゃいましたので、御報告させていただきます。

以上です。

○議長（安永 友行） それでは、一般質問に入ります。

5番目の通告者、1番、桜下議員の発言を許します。1番、桜下議員。

○議員（１番 桜下 善博） １番、桜下でございます。どうかよろしくお願いします。

私は３点通告させていただいておりますが、１件目につきましては、農業委員会の齋藤会長にお答えをいただきたいと思います。

まずもって大変公私ともにお忙しい中を、町議会の一般質問の場に御出席をいただきました齋藤会長、誠にありがとうございます。感謝申し上げます。

それでは、質問に移ります。

まず、質問の前に、私の質問に対する思いを述べさせていただきますが、現在、町の課題がたくさんありますが、人口減少の問題、高齢化の問題、子育ての問題等々、いろんな重要な課題が控えておりますが、現在、町の課題の中で最も重要とされており、また、町民の皆さんの関心の一番高いことは、新病院の建て替え問題だと思います。

この問題は、今年度の一般会計の当初予算が約７７億円ですが、この病院の解体・建設には５２億５，０００万円という試算が出ておりますが、非常に町の将来を左右するような大事業であります。

私はなぜこのことを持ち出したかといいますと、私はこの病院の建て替え問題に匹敵する、あるいはそれ以上かと思いますが、私の思いですが、農地の問題であります。耕作放棄地という問題であります。

この問題につきましては、今まで議会、あるいは全員協議会等で同僚議員が何回も質問をしておりますが、なかなか明快な御答弁がありません。

したがいまして、今回は、やはり農地に関する問題につきまして、一番の当事者といいたしましうか、担当者でといいたしましうか、農業委員会にお越しいただきました。

最近、農家の皆さんから本当よく聞きます。この農地は、昔は田んぼでいい米ができてとったと、昔からこの田んぼは作れていたが、現在は全く作られていない。それどころか、草が堂々と生えて、本当に大変なことになっているとよく聞きます。

それも大事なことなんですが、それ以上に私が心配するのは、この田んぼの持ち主が現在いるのに、草も刈らず、何もせずに放置されている。私は、ここが一番の問題だと思います。

持ち主がおられない田につきましては、これはなかなか我々が言うことはできませんが、持ち主がおられる、いろんな原因があると思うんですが、例えば本人が高齢化している、あるいは後継者がいない、あるいは後継者がおっても吉賀町に住んでいない、こういうふうに関心の問題があると思うんですが、荒れた農地をどうするのか、これは本当に吉賀町の将来を左右するような、今言いました病院の建て替え問題に匹敵する、重要な私は問題だと思っております、今回、質問を選びました。

午前中に、町長のほうから、農業政策については、国の農業政策に責任があるというような明

快な答弁がありましたが、まさしくそれが原因だと思われませんが、それは置きまして、我が吉賀町の問題として質問させていただきます。

私ごとではありますが、私も農家の長男としまして米作りをしておりました。私の家は米と牛を出荷しておりまして、それが主な収入源でありました。一番多いときで、私の家は1町5反作っておりました。そして、牛を2頭飼っておりました。

1町5反といいましたら、今のコンバインでいえば簡単ではありますが、私の家は牛がおりましたので、1町5反を全て手刈りをしておりました。そして、「はで」をしておりました。いわゆる天日干しです。

本当に小学校のときは、今、教育長がおられるのでちょっと言いにくいんですが、学校を休んで稲刈りをしていました。そういうときもありました。そのぐらい、本当に私の父も大事に大事に農地を守り、そして米作りに励んでおりました。

そして、これは余談であります。私の父は、旧六日市町時代に農業委員会の会長を約20年近く務めておりまして、いつも農業のことにつきましては、本当に思いを私に述べておりましたが、私はまだ小学生だったので、全然気にしておりませんでした。その中で、父がいつも言っていたことは、「農業委員会は、農家・農地を守る最後のとりでだ」と、「農業委員会が最後のとりでで、農家や農地を守るんだ」ということを、父はいつも言っておりました。

今、農業委員会、構成が随分変わりましたが、やはり農業委員会の使命といいましょうか、立場といいましょうか、これはやはり父も言っておりました農家や農地を守る最後のとりでだと、私は、この使命は今も変わっていないと思っております。その父の思いも含めて質問させていただきます。

ちょっと前置きが長くなりましたが、1点目、耕作放棄地の対策についてということで質問させていただきます。

耕作放棄地は、この定義であります。5年に一度調査が行われる農業センサスの定義であります。以前耕作をしていた土地で、過去1年以上作物を作付あるいは栽培をせず、今後も数年間作付、栽培をする意思のない土地のことを、いわゆる耕作放棄地と言われております。

特に耕作放棄地は、圃場整備をされた町の郊外の田よりも、連担地の放棄地が本当に目立っております。この役場のすぐ後ろも、本当に2年前まで田を作っておりましたが、米を作っておりましたが、最近は私の背丈以上に草が伸びて、これはもう一般の者ではとても草刈りはできません。業者をお願いするしかないと思いますが、そういう耕作放棄地が連担地の至るところにあります。これが増え続けております。多分、ここにおられる方は、みんなその思いは感じていると思います。

今回の質問は、特に耕作放棄地というふうに言いましたが、農地限って質問させていただきます。

すが、耕作放棄地、要するに荒地になっている農地の影響はどんなところにあるかといいますと、私なりに考えましたが、雑草の発生、害虫の発生、野生動物の侵入、午前中にも質問がありましたが、鳥獣被害、特にイノシシなどの巣づくり、あるいはイノシシの通り道になっております。また、鳥獣被害のために近隣農家への本当に被害、迷惑であります。

また、最近では耕作放棄地へのごみの不法投棄が目立つようになっております。なかなか防ぐことができません。また、不法投棄による環境問題、また、災害時の危険性などが挙げられます。例を挙げますと、去年かおとし、朝倉か注連川地区で火災が発生しましたが、これは耕作放棄地からの火災発生ということで、農業倉庫も焼失したというような例を聞いております。

このように農地の問題であります。吉賀町に限らず全国的な問題になっており、当町にとりましても本当に深刻な問題であります。ひいては、吉賀町まちづくり計画にも大きく影響をしてくる問題であります。農家の高齢化、後継者不足、農業収入の利益の低さ、人口減少、獣害による被害等様々、多方に考えられます。

また、最近、耕作地をシルバー人材センターにお願いするというのをよく聞きます。午前中も出ました。

しかし、私がいろいろ聞いておりますが、シルバー人材センターの登録者がだんだん減っており、また今後も登録する方はますます減るというふうに聞いております。中には、シルバー人材センターにお願いしても、もう3か月、4か月も来てもらえないし、何回も電話するのもやれんので、もう諦めたということを随分聞いております。

また、シルバー人材センターにお願いしても、経費がかかります。年間3回刈るとしましても、10万円以上かかるそうであります。年金だけの収入による方につきましては、シルバー人材センターにお願いして草を刈るのも、年間10万円以上かかるとなると、これが毎年になりますので、非常に経済的な負担になります。

そこで、ここから質問させていただきます。

1番目に、耕作放棄地、いわゆる荒れた農地のことでありますが、農地に限って質問させていただきますが、この放棄地、荒れた農地の面積の推移、増えているのか、あまり変わらないのか、それから放棄地といわれる農地が全体の農地の何%ぐらいに当たるのか、まずそこからお聞きします。

○議長（安永 友行） 齋藤農業委員会会長。

○農業委員会会長（齋藤 学） 私は、吉賀町農業委員会会長をやっております齋藤学と申します。今、桜下議員さんより質問がありましたので、回答を申し上げたいと思います。

1点目の耕作放棄地の対策についてお答えをいたします。

吉賀町においても、議員御指摘のとおり、農家の高齢化それから離農により、自分の農地の管

理ができなくなっている人が増えてきていることは認識をしております。

まず、最初の御質問の耕作放棄地の面積の推移、割合についてお答えをいたします。

耕作放棄地は、農業委員会で、毎年、町内の農地の利用状況を見て回り、農地の利用状況や耕作放棄地の調査を実施しております。

調査の結果、令和２年度においては、再生可能な農地と再生不可能な農地を合わせると１１９．９ヘクタールが耕作放棄地となっており、町内農地面積の１０．４％でしたが、令和５年度には耕作放棄地が２２８ヘクタールとなり、割合が１９．８％に増加しているというのが現状でございます。

終わります。

○議長（安永 友行） １番、桜下議員。

○議員（１番 桜下 善博） 皆さんもお聞きのとおり、面積が増えていると。割合も、全体の農地の約２割近い面積が耕作放棄地になっていると。

恐らく今圃場整備をして、大規模法人化といいましょうか、これが増えておりますが、個人で農地を所有されている方は、本当に厳しい数字だと思っております。法人の方は、本当に今は心配にならないかと思いますが、今後農地をどうしようかという方につきましては、今、どんどん面積が増えているという実態をお聞きしました。ありがとうございます。

それでは２番目ですが、耕作放棄地につきまして、いわゆる耕作放棄地に認定といいましょうか、農業委員会が認定とされた農家についての具体的な指導をどうふうにしているのか。例えばシルバー人材センターに草刈りをお願いするとか、これも一つと思うんですが、農業委員会として耕作放棄地に対して今後どうするのかという、どういうふうな指導をされているのかを具体的にお聞きします。

○議長（安永 友行） 齋藤会長。

○農業委員会会長（齋藤 学） それでは、お答えをいたします。

先ほどの耕作放棄地につきまして、指導はいかがなことかという御質問に対して回答を申し上げます。

耕作放棄地が、病虫害の発生などにより、周囲、その地域の営農に支障が出る場合には、農地の所有者に草刈りをするよう依頼をしております。町外の方に対しても、現状の写真や農地の維持管理のお願いの文を郵送しまして対応するなど、耕作放棄地の発生防止、解消に努めてきておりますが、耕作放棄地の農地面積は年々増加してきているのが現状でございます。課題となると、私たちも認識いたしております。

また、耕作放棄地の所有者には、毎年農地の利用意向調査を行っております。その意向を踏まえ、貸付けを希望する所有者の農地については、農業委員と連携し、耕作可能な担い手へあっせ

んをしたり、担い手が不足する地域では集落営農を進めるなど、農地の利用調整と有効利用を進めてまいっております。

しかし、耕作放棄地は条件不利地が多いため、借り手がなかなか見つからなく、苦慮しているところもあります。

以上です。

○議長（安永 友行） 1 番、桜下議員。

○議員（1 番 桜下 善博） 今、会長より適切な指導をしていると、細かく指導内容がありましたが、これは法的な権限がありませんので、農業委員会がいくら調査を行い、草刈りを願いますと言いましても、なかなかやり手がないというのが現実だと思います。確かに、農業委員会にお聞きしましたら、今、会長が言われる答弁もありますが、実際には草刈り等は進んでいないのが現実だと思います。

これは私の思いですが、多分ほかの方も同じだと思いますが、農業委員会から指導を受けておるということは聞いておりますが、それじゃあそれに対してどうするのかということを知ったら、その方もお願いしたらお金がかかるとか、私も年なのでもうやらないとか、あるいはこの先作る予定がないのでこのままにしておくとか、そういう答弁が出ております。私は、農業委員会は適切な指導をしているが、現実には厳しいんだと、そういう思いを述べさせていただきます。

それでは3 番目に、農業委員会に一番近い部署といえば産業課と思うんですが、今まで産業課のほうからも、耕作放棄地についていろいろ答弁をいただいておりますが、農業委員会と産業課の連携、非常に深刻な問題の耕作放棄地について、産業課とどういうふうな連携をしているのか、していないのか、また今後するのか、その辺のことにつきまして、連携についてお聞きします。

○議長（安永 友行） 齋藤会長。

○農業委員会会長（齋藤 学） では、お答えいたします。産業課との連携につきましてお答えをします。

産業課では、認定農業者や新規就農者の営農状況を把握いたしております。所有者から耕作できないという相談があれば、貸し付けてよいか同意をいただき、農地のあっせんを行っています。新規就農者は I ターンの方が多いため、農業委員会から耕作放棄地などの情報を提供し、新規就農者の農地確保につなげています。

また、高齢化の理由で個々の農家で行うことが困難になっていくことが予測されます。地域ぐるみで農地の維持・保全活動を行う多面的機能支払制度などの取り組みを進めていく必要があると考えます。

以上です。

○議長（安永 友行） 1 番、桜下議員。

○議員（１番 桜下 善博） いろいろ御説明、御回答いただきました。

隣に課長が座っておられますが、農業委員会だけでなく、産業課の責任も非常に重たいと思います。なかなか農業委員会に対しては、いろいろ意見は言いにくいんですが、産業課に対しては言いやすいという農家が多いようであります。そのぐらい農業委員会の立場というのは農家にとりまして本当に重たいものがありまして、なかなか意見、あるいは要望がしにくい。

そこで、やはり一番近い産業課が一番農業委員会を支える、農民・農家や農地のために、今以上といいいましょか、本当に真剣になって産業課が果たす役割は大きいと思います。

これは質問をしておりますので、御回答は結構ですが、農業委員会におかれましては、本当、農業委員会でなかなか問題、対応ができにくいというところは、産業課へむちをたたいて、産業課と連携をして、耕作放棄地の問題を進めていただきたいと思います。

それでは４番目に、草刈り等の管理に対する経済的負担はということでお聞きします。

これは先ほど述べさせていただきましたが、大体シルバー人材センターに草刈りをお願いするという方が増えています。特に、１反とか２反とか作らないような、比較的小作農家の方は大変なので、シルバー人材センターをお願いするということを聞いております。

ところが、最近、シルバー人材センターの、先ほども述べましたが、登録者が高齢化してどんどん減っており、なかなかお願いしても来ていただけない。私が聞いた方は、庭の草取りをお願いしたのに、半年たっても来てもらえないとか、また、農地の草刈りをお願いしたんだけど、来てもらえないというような声を随分聞いています。

それと、これはただではありませんので、当然、私の経験で、農地の草刈りは年に最低３回、４回、５回と草を刈らないとすぐに伸びます。そうしますと、経済的負担が相当大きいものになります。特に後継者がいなくて、御夫婦２人が高齢化して、本当に年金だけの収入がメインだという方につきましては、草刈りにかかる経費が１０万円以上かかると聞いております。この辺はシルバーセンターに確認をしておりますが、とにかく相当経済的負担がかかると言われております。

農業委員会としては、草刈り等における農地の管理に対する経済的負担についてはどのようにお考えですか。

○議長（安永 友行） 齋藤会長。

○農業委員会会長（齋藤 学） 今、草刈り等に、管理する経済的負担という御質問でございます。

草刈りを個人でする場合には、燃料費の負担が発生いたします。個人でできない場合は、吉賀町農業公社や、先ほど言われましたシルバー人材センターにお願いする方法があります。

その場合は、当然料金が発生するわけですが、農業公社の場合、１０アール当たり、草丈が

50センチ以下は5,500円、50センチ以上は1万1,000円となっております。

また、シルバー人材センターは、作業時間と農地の状況によって料金が変わるそうでございます。料金を私どもも把握しておりませんが、高齢者等が草刈りを委託する場合には、経済的負担が多いという声も聞いております。

以上です。

○議長（安永 友行） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博） 今、公社の例とかシルバー人材センターの件もお聞きしましたが、本当に草刈り等に係る経済的負担は、ますますこれから大きくなります。当然、農地はそのままにしておく、これが堂々巡りで、耕作放棄地はますます増える一方であります。

そして、先ほど言いましたが、私の背丈以上に伸びているような放棄地につきましては、もう建設会社をお願いするとか、そういうふうにしないと、一般の、シルバーとか公社をお願いしても、なかなか難しいんです。私の背丈、倍ぐらいになっております。

本当にこれは、置いておくとますます手がつけられない状態になっております。ここにつきましては、後ほど町長にも質問させていただきますが、農業委員会だけでなく、産業課あるいは町長部局のほうにも、このことを一刻も早く対策を考えていただきたいと思います。

それでは、5番目の質問に移ります。

これが一番メインになりますが、今日の齋藤会長の答弁がサンネットで見られますが、耕作放棄地を抱えている農家にとりましては、本当に深刻な問題であります。

改めて一般質問でさせていただきましたが、5番目の今後の農業委員会の対応ということで質問させていただきますが、恐らくサンネットを見られて、そういう農地を持っている方は、本当に齋藤会長の御答弁を期待を持って思われると思うんですが、農家が少しでも、放棄地を抱えている皆さんが少しでも明るく未来に向かって生きられるように、農業委員会としての対応について、耕作放棄地の対応についてどうするのかということを、会長のほうから御答弁をお願いします。

○議長（安永 友行） 齋藤会長。

○農業委員会会長（齋藤 学） それでは、お答えをいたします。

先ほど、議員のほうからも、大変重要なことですよという御意見もございましたが、当農業委員会では、遊休農地の解消など、農地利用の最適化に関する目標を毎年設定をいたしております。遊休農地の解消など、農地利用の最適化に関する目標を毎年設定し、達成に向けた計画も立っております。

また、耕作放棄地を防ぐために、今年度中に地域計画を策定することとなっております。

現在、公民館単位で営農検討委員会が立ち上がっておりますが、農業委員会としても、一緒に

話し合いに参加している状況です。各地域でいろいろな課題や問題があるわけですが、解決に向け少しでもお役に立ちたいという考えで取り組んでまいっております。

また、地域計画を策定するため、農業委員会では、農地の所有者に、今後、農業経営意向の調査も行いました。内容は、今後、規模拡大をするのか、現状維持なのか、それとも規模縮小なのかといった、経営意向調査や後継者の有無、農地ごとに自ら耕作するのか、いや、売却したいのかといった調査でございます。

その結果を地図に落とし、地域ごとに集まり、今後、農地の管理について話し合いを行っております。話し合いで課題を洗い出し、対策を農業委員会、産業課、生産者と連携して、一緒に考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（安永 友行） 1 番、桜下議員。

○議員（1 番 桜下 善博） 会長に対する質問は、以上 5 点で終わります。ありがとうございました。

冒頭にも言いましたが、私の父も、「農家、農地を守る最後のとりでは農業委員会だ。」ということ常々言っておりました。私は、本当に農業委員会に期待をしております。私も細々と田を作っておりますが、やはり頼るところは農業委員会でございます。今後とも耕作放棄地の問題が解消されるように、また、経済的に負担を持っている農家が多くおりますので、何とか助けていただくように、今後とも農業委員会の御尽力をよろしくお願いします。今日はありがとうございました。

それでは、会長に対する質問を終わります。

続いて、同じ問題で町長にお聞きします。

この問題は先ほど言いましたが、農業委員会、産業課でなく、これは町の問題であります。病院の建て替えも大事であります、それに匹敵するぐらい、耕作放棄地の問題につきましては、本当に吉賀町のまちづくり計画にも影響する本当に重要な問題であります。ごみの不法投棄による環境問題、災害時の危険性など、農業委員会だけの問題ではないことを、私、述べさせていただきますが、これからは町長にお伺いしますが、町の対応についてお聞きします。

今、空き家バンクとか、先ほどちょっと会長のほうからも話が出ましたが、空き家バンクとか、そういうふうな、I ターン、U ターンに紹介ということがありますが、今、放棄地になっている農地を空き家バンクと同じような制度を設けて、農地の紹介を積極的に今以上にすべきじゃないかと思います。

それで、なぜかといいますと、吉賀町は「オーガニックビレッジ宣言」という宣言をしております。オーガニックビレッジ宣言で、本当に皆さんは、町外の方は期待していると思うんですが、

片や吉賀町に行ってみると、耕作放棄地が多くて草ぼうぼうで、本当に田んぼも作っていない。片一方ではオーガニック宣言として進めていて、片一方では耕作放棄地がどんどん増えている。これは、私は相反すると思います。

そこで空き家バンクと同じように、今されているかも分かりませんが、耕作放棄地を I ターン、U ターンの方や、町外、県外の方にしっかり紹介をするようなシステムが必要ではないかと思いますが、町長のお考えをお聞きします。

○議長（安永 友行） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳） それでは、続きまして町に対してということで、耕作放棄地に対する町の対応はということについて、まず前段の部分のお答えをさせていただきたいと思います。

空き家バンクとともに、農地の紹介を積極的にすべきではということについてでございます。

耕作できないという相談があった農地につきましては、地区担当の農業委員にお伝えをさせていただいて、担い手や新規就農者に紹介をしております。

すぐに耕作者が見つからない場合には、吉賀町ホームページの空き家情報の下に、空き土地情報にそういったサイトを設けておりまして、売買できる農地等を掲載しております。過去におきましては、1 件ほど成立をした実績がございます。

しかし、耕作放棄地は条件不利地が多いということから、借り手がなかなか見つからなく、苦慮しているというのが実情でございます。

また、農業を家庭菜園レベルで、田舎暮らしをしたいという移住者も大変多くいらっしゃいます。そうした場合には、農地つき空き家を積極的に紹介をするというような対応をしておるところです。

通告の中で、「オーガニックビレッジ宣言」の話もございましたが、耕作放棄地対策は、有機農業であろうが、これまでの慣行農業であろうが、農地を守るという意味では、これは同じことでございますので、別にそこにこだわることなく、耕作放棄地対策については、先ほど会長さんのほうからも御答弁がございましたが、農業委員会と一緒に、窓口は産業課になりますので、町長部局でもしっかり対応させていただきたいと思っております。

○議長（安永 友行） 1 番、桜下議員。

○議員（1 番 桜下 善博） 耕作放棄地の対応について最後の質問であります。ここが私は、町民の皆さん、農家の方が一番期待をしているところではないかと思っておりますので、町長に、明るくなるような、希望が持てるような御答弁を期待するものでありますが、何かといいますと、町が草刈り等農地の管理する組織を立ち上げるべきではないか。

そして、先ほども言いましたが、なぜかといいますと、シルバー人材センターも非常に今厳しい状況になっておりますので、ここは吉賀町の農地を守るためにも、また農家を守るためにも、

町が草刈りをするような組織を立ち上げて、そして低料金で草刈りをするとか、そういうふうな組織を町が独自に立ち上げて、いわゆる農業公社的なものでありますが、草刈り専用の組織を立ち上げると、そういうことを私は提案したいと思います。

それともう一点は、先ほど、何度も出ましたが、経済的負担です。草刈りに対する経済的負担を少しでも減らすように、町として何らかで補助をできるような制度を設けるべきではないか。

最後の質問であります、町として農地を管理するような、草刈りをするような組織を立ち上げる、あるいは草刈りをするための経済的負担を減らすために、町として農家に対する補助、こういう制度を設けるべきではないか、この2つをお聞きします。恐らくこの2つの質問が、今回の耕作放棄地の問題の一番の重点だと私は思っておりますので、町長にお聞きします。

○議長（安永 友行） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳） それでは、後段の部分の町が農地の管理をする組織を立ち上げるか経済的補助をすべきではということについて、お答えをしたいと思います。

農地も個人の財産である以上、所有者の承諾が当然必要となつてまいりますが、個人で管理できない場合や、農地を良好に保全するには、まず地域ぐるみで農地の保全活動を進めていく方法もあると考えております。

地域の共同活動を促すには、自治会等と連携し、農家だけではなく、土地持ち非農家や不在地主の協力、そして話し合いが不可欠となつてまいります。

町の厳しい財政状況の中で、限られた財源を有効活用するためには、個人に対して経済的支援をするのではなく、国や県の補助事業を使い、町として可能な支援を行っていきたいと考えております。

国の事業では、「中山間地域直接支払制度」や「多面的機能直接支払制度」がございます。地域ぐるみで荒廃農地を草刈りする場合等でも補助の対象となりますので、こういった事業を活用し、荒廃農地の発生防止や解消に努めていきたいというふうに考えております。

また、個人では対応が難しくなってきた場合は、集落営農の組織化を促す等、地域で守れるような仕組みづくりを考えるなどして支援をしていきたいと思ひます。

相談がある地域には職員が出向き、事業説明や話し合い等対応もしておりますので、ぜひまた何か御相談等がございましたら、直接の担当課でございます産業課のほうへ御相談いただければというふうに思っております。

通告では、新たな組織をつくったり経済的な支援をという、そうした趣旨のことでございます。今、御答弁をしたとおりでございます。

なかなかこれは、今日午前中のほかの議員さんのところでも、農業振興というところでお答えをさせていただいた内容と同じ答弁をさせていただきましたが、個人的なところでのいわゆる経

済的な支援というのは、現状の中で考えると非常に難しい部分がございます。

これは、法人とか組織に対しても同じでございますが、やはりまずは耕作放棄地等をはじめ、地域や自治体等で農地を守るためには、有害鳥獣対策も一緒でございますが、まずそのエリア、地域ぐるみでまず対策を講じていただく、検討していただくということが、農地を守るという意味では必要だろうというふうに思っております。先ほど申し上げましたように、そうした準備は産業課のほうでもしておりますので、ぜひお声かけをいただきたいなというふうに思っております。

○議長（安永 友行） 1 番、桜下議員。

○議員（1 番 桜下 善博） 大体予想しておりました答弁だと思っておりますが、明るい答弁ではなかったと私は思っておりますが、今町長、何度も地域ぐるみとか自治体を挙げて農地を守る、そういうことを言われましたが、高齢化して後継者もない、お年寄りだけ、高齢者だけの御家庭がたくさんある地区は、地域ぐるみが難しいんですよ。連担地みたいにたくさん人数がおって、その中で農地を放棄している人がおる、それでは地域ぐるみで考えようと、これはできるんですが、本当に地域は疲弊しております。お年寄りだけ、高齢者が 2 人だけで田んぼも作ることができない、そういうような高齢者がたくさんおられる農家は、地域も疲弊しているんです。

だから、町長が言われる地域ぐるみ、自治体ぐるみで農地を守る方策をと言われましたが、非常に現実的には厳しいということを申し上げたいと思います。

○議長（安永 友行） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳） 今、議員が言われるところは十分承知をしております。これは、自治会とか行政エリアといいますか、そこで考えますと、まさに耕作放棄地の問題は、以前いろいろな御議論がございましたが、地区集会所をどうして維持しているかということとまったく同じだろうと思います。人口減少が続く中で、自治会の集会所であったり、そしてインフラを維持管理をしていくところも非常に難しい。

ですから、地区集会所のことについても、少しエリアを拡大して、複数の自治会で連携をしながら、基幹的集会所を設けて、それを全体で補完をしていく。そうしたことで考えていかないといけないと思いますので、農地の問題あるいは自治会の問題、集落の維持の問題は、やはり人口減少というのが基本的にはあるわけでございますので、そうした中でどうした対応をしていかなければならないかというのは、当然行政も頑張りますが、ぜひ地域でそうした知恵を持ち寄っていただきたいなというふうに思っております。

○議長（安永 友行） 1 番、桜下議員。

○議員（1 番 桜下 善博） それでは、3 点目の質問に移ります。高津川での水難事故について、町の責任はということで質問させていただきます。

これは、町の責任はというふうに通告をしましたが、これは、高津川は一級河川で、国土交通省というか、国というのは分かっております。あえて管理は県・国であるというのを承知で、この「責任」という言葉で述べさせていただきます。

大変残念ながら、8月11日に、周南市の御家族が、大野原地区にあります親水公園の付近で水難事故に遭われました。

地元の方にお聞きしたんですが、地元の大野原地区の方の親戚でもなく、全く縁もゆかりもない御家族だったそうですが、国道を通ってみますと、あの親水公園は、トイレもある、駐車場もある、また川に降りやすい階段もあります。誰が見ても川で泳ぎやすいというふうに、全く事情を知らない方は思われると思います。

私も、あそこで子どもを、孫たちを泳がすにはいい場所だなと思っておりましたが、8月の11日に小学生の女の子が溺れました。その小学生の女の子を助けようと両親が川に入り、子どもさんは助けることができましたが、御主人と子どもさんは上がってきたんですが、奥さんが見つけられなかったそうであります。溺れたということで、川底から発見をされて、その後病院に搬送されましたが、死亡が確認されております。

このことは、全国ニュースでも大きく出ました。水深が2メートルから3メートルあるところだそうです。

この親水公園がある付近は、地元の方に聞きますと、昔から水深が深く地元の方は泳がないという場所であったそうです。過去に1件、水難事故があったそうです。ですから、このたびこの川で亡くなられた方は2件目だそうです。

奥さんが見当たらないということで、消防署も駆けつけたと思うんですが、これを見つめるのに船に乗って、いわゆる箱眼鏡、潜るのではなくて箱眼鏡で船から探したそうであります。当然、船の上から箱眼鏡で探すんですから、非常に時間もかかるし、案の定2時間近くかかって発見をされましたが、残念ながらお亡くなりになったそうであります。

そこで、私が町の責任ということで質問させていただきますが、大野原の皆様もこの付近は危ないんだと、水の流れ、水深が2メートル、3メートルあって、昔から泳がないところであるというようなことを言われておまして、また、過去にも1件水難事故があったそうであります。

そうであるならば、あの親水公園のところに遊泳禁止とか看板を立てるべきではなかったかと思えます。あのところに水泳禁止、この川が深いので遊泳禁止という看板が立っておれば、恐らくこの周南市の御家族は泳がなかったと私は思います。

なぜ、今まで事故があったにもかかわらず、そして地元の方もみんな承知している川に遊泳禁止の看板が立てられなかったのか、あるいは見過ごしていたのかも分かりませんが、そういうことを思って、私はあえて町の責任だということで述べさせていただきます。

重々、繰り返し言いますが、これは一級河川でありますので、管轄は県であります。国であります。本当に町の責任は全くありません。

しかしながら、今まで、重々理由を述べましたが、あえて町の責任ということで述べさせていただきました。

私は、以前もあったということではありますが、高津川流域で水難事故が起きておりますが、やはり益田広域の分遣所にこういうときが、事故があったときに、潜って、潜水して救助する、そういう技術を持った職員が各分遣所に、益田広域の分遣所に1人ぐらい私は配置すべきだと。また、今の分遣所の職員に潜水技術を身につけさせるとか、高津川で水難事故が何件も起きておりますが、やはり対策として、看板を立てるのは当たり前ですが、分遣所に潜水技術を持った職員を1人ぐらいは配置すべきだと思います。

そこで町長にお聞きしますが、本当に今年も何回目かの「水質日本一高津川」ということを全国に発信しておりますが、大変残念ながら、その水質日本一の高津川で水難事故が起きて亡くなられた方が地元の吉賀町で起きました。この責任は、私は非常に重いものと思っております。

先ほど言いましたが、事故が起きてから、その後町はどうしたのか、どういうふうに対処したのか。それと、先ほど言いました、消防職員に潜水技術を持った人を各分遣所に配置すべきではないかという、これは吉賀町だけの問題じゃありません。益田広域全体の問題であります、そのことについて町長のお考えをお聞きします。

○議長（安永 友行） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳） それでは、高津川での水難事故について町の責任はということでお答えをしたいと思います。

まずは、亡くなられた方の御冥福をお祈り申し上げますとともに、御家族の皆様方に対し、心からお悔やみを申し上げたいと思います。

御質問についてでございますが、本来河川では、公共の利益や他人の活動を妨げない限りにおきまして、自由に使用できることが原則でございます、釣りや水遊びなど、自らの意思に基づき行動する限り、その際の安全確保は自己責任において行うことが求められております。

また、今回、不幸にも水難事故が発生した場所につきましては、先ほども少しお話がございましたが、これは国交省という所管ではございますが、直轄のところではございませんので、島根県の管理となっております、島根県津和野土木事業所に事故後の対応を確認したところでございます。

事故を受け、すぐに簡易的ではございますが、今年度の川遊びシーズンの間、遊泳禁止の看板を設置しておられます。今後につきましては、今年度中をめどに注意喚起の看板を設置予定とのことでありました。これは県の事業として行われるということでございます。

なお、津和野土木事業所管内で遊泳禁止としている県管理河川については、ないとのことでした。

また、町が管理する中小河川についても同様となっております。付近に教育委員会が管理いたします大野原運動交流広場、それから大野原グラウンドゴルフ場がございますが、当然、管理・監視する義務は、権限はございません。

次に、搜索方法についてでございます。

益田広域消防本部に確認をしたところ、水難事故が発生した場合におきましては、活動要領を定めた「益田広域消防本部水難救助活動安全管理規程」という定めがございます、この規程に船艇等、船ですね、「船艇等から検索活動を最優先とする」とありまして、今回の搜索も、この規程にのっとり搜索活動を行っているとのことでした。

また、入水による、水の中に入る検索活動については、「船艇等から行うより効果的であると考えられる場合で、安全が確保できた上で行うこと」とあり、ほとんどのケースで、効率的で二次災害の少ない船艇等から、船からの搜索が行われております。

新聞報道もありました。先ほど議員のほうからも、水深の話がございました。新聞にも書いておりますように、現場は水深2から3メートルのところということでございますから、当然この規程にあります中では、2メートル以内を原則としてということがございますので、恐らくその規定を超えていると。そうすると、救助に当たるやはり職員の方の安全の確保ということも、当然必要でございますので、そうした判断で、先ほど申し上げましたこの管理規程に基づいて検索活動をされたものというふうに認識をしております。

また、潜水技術を取得した消防職員については、現在配置をされておられません。現状では、救助隊の活動範囲内において救助活動を行っております。

今後、潜水技術を取得した職員について配置する予定は、本部のほうではないとお話ございました。

ただ、今回こうして一般質問の中で御指摘等もあったということでございますので、我々といましては、町で判断するわけにはいきません。広域の事務組合あるいは消防本部で御議論いただいて、そこで御判断をいただくということになろうかと思っておりますので、今回、こうした議会の場でそうした御意見があったということは、圏域の副市長、副町長、あるいは関係いたします管理職を構成いたします行政幹事会という会議がございますので、そこでまず今日のこの状況をお伝えをさせていただいて、しかるべきところで少し議論をしていただく、情報提供をさせていただきたいというふうに考えております。この点を御理解いただきたいと思います。

以上申し上げたところではございますが、こうした水難事故が起きないように吉賀町としてまずどうするかということでございますが、我々といましては、シーズン前には広報等を通じ

て注意喚起を行ってまいりたいと思います。

いろいろその方法はあろうかと思います。例えば広報誌であったり、ケーブルテレビであったり、文字放送であったり、あるいは告知端末であったり、いろいろな媒体を通じて、住民の皆さん、本当に今回の場合は、町外、県外の方が来られて、不幸にも高津川、町内のエリアで命を落とされたということでございますので、可能な限りのところで、そうした広報等でも周知を行っていききたいと、このように考えているところでございます。

○議長（安永 友行） 1 番、桜下議員。

○議員（1 番 桜下 善博） 最後になりますが、私は、今、町長から答弁がありました、大野原地区で今回が2 件目になるそうでございます、水難事故が。そういうことを踏まえますと、やはり遊泳禁止の看板が立っておれば、このたびの不幸な水難事故は起きなかったのではないかと、つくづく悔しい思いをしております。「水質日本一高津川」というのを全国に発信している中で、しかも水源の町の吉賀町で、貴い、しかも町外の方が命を、町外・県外はありませんが、尊い命を落とされたという、その御家族にとってみて、吉賀町という名前は、私は一生残ると思います。返す返す注意看板、注意喚起の看板一つあれば、こういう本当に不幸な事故は起きなかったのではないかと、つくづく残念でたまりません。そういう思いで町長に質問させていただきました。ありがとうございました。

以上で、質問を終わります。

○議長（安永 友行） 以上で、5 番目の通告者、1 番、桜下議員の質問は終わりました。

ここで10 分間休憩します。

午後1 時59分休憩

.....

午後2 時10分再開

○議長（安永 友行） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

6 番目の通告者、3 番、三浦議員の発言を許します。3 番、三浦議員。

○議員（3 番 三浦 浩明） それでは、通告書に基づきまして、町長に1 点、ハラスメント対策はということで質問いたします。

皆さん御存じのように、ハラスメントは、もう10 年、20 年前から起きていたんじゃないかという思いもします。

近年になりまして、いろんな報道によって、ハラスメント、パワハラ、セクハラ、その他いろいろ、調べてみますと、20 弱くらいの新しい言葉といたしますか、ハラスメントについて、立場に応じて、パワハラとか、いろいろハラスメントの新しい言葉ができております。

ただ、先ほど言いましたハラスメントというのは、もともとあったんじゃないかと、10 年、

20年前からこういったこと自体が起きていたんじゃないかと思われます。

当町においても、これまでにハラスメントがなかったかという、決してそうでないかと思うんですが、そこら辺を中心に、町長に伺いたいと思います。

一応3点ほどお聞きしたいと思いますが、まず、ハラスメント問題に対して、当町としてどのような窓口を設置して、相談者に対してどういった対応をしているかということをもっとお聞きします。

○議長（安永 友行） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳） それでは、三浦議員のハラスメント対策はということで、大きく3点ございますが、まず、ハラスメント問題に対し、どのように窓口を設置し、相談者に対応していくかということについてお答えをしたいと思います。

いろんな現場があるわけですが、まずは、役場組織内における対応と、教育の場における対応に分けてお答えをしたいと思います。

役場組織内における対応につきましては、ハラスメントの防止等に関する要綱及び運用指針にのっとり、未然防止と排除措置の対策を行っております。

組織内部の相談窓口といたしましては、衛生委員会の委員、それから総務課の労働安全衛生担当、それから所属長、副町長が、そして組織外部の窓口といたしましては、カウンセラーの方が相談者の対応をしているところでございます。

それから次に、教育現場のところでございますが、各学校におきましては、ハラスメント対応窓口を設置をいたしまして、随時相談ができる体制を取っておりまして、教育委員会内にも各学校からの相談ができるようハラスメント窓口を設置して、ハラスメントの防止等に関する要綱に沿って対応しているところでございます。対応の基本的な流れにつきましては、役場組織内における対応とおおむね同様となっております。

大きく役場組織内、それから教育の現場における対応ということで、まず2つに分けて御説明をさせていただきます。

そして、補足といたしまして、当町の管理外の団体や組織において相談があった場合についてでございますが、こうした場合で申し上げますと、迅速に適切な対応窓口や相談窓口の紹介を行うなど、解決に向けて対応していく必要があるというふうに考えておりますので、そのような対応を取っているところでございます。

○議長（安永 友行） 3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明） 当町においてもいろいろ対策を取っているというところで説明されたと思うんですが、それで、今町長から答弁がありましたカウンセラーですが、カウンセラーというものは何ぞやというところから、その内容的なことと、どういう人材の方がカウンセラーと

なっているか、そこをお聞きします。

○議長（安永 友行） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳） カウンセラーということを申し上げました。これは、労働安全衛生上、吉賀町役部の事業所として、そうしたカウンセラーの方をお願いをしているということでございまして、この内容、対応の仕方につきましては、所管をいたしますのは総務課でございまして、総務課長のほうから少し御説明をさせていただきたいと思います。

○議長（安永 友行） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二） カウンセラーについて説明申し上げます。

御質問にありますハラスメントもその内容には含まれますけれども、それに加えてメンタルヘルス対策もその内容の主なものということになっております。

そうした話を聞いていただける方を、頻度といたしましては、最低月1回になるかと思いますが、1日当たり5人から6人の職員が、そのカウンセリングを受けていただくというような形になっております。

ハラスメントの話に戻しますと、そこでいろんな話をカウンセラーさんは聞いていただく、職場でのいろんな悩み、あるいは個人的なことも恐らく聞いておられるんだろうと思いますけど、仮にそこでハラスメントの内容がもし出るようでしたら、場合によってはなんですけれども、カウンセラーさんのほうから、いわゆる総務課の労働安全衛生担当のほうに、そうしたものが伝えられるということになります。

ただし、前提としてそうしたことを本人が望んでおる場合に限られるというところもあろうかと思います。

カウンセラーさんの説明については、以上になります。

○議長（安永 友行） 3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明） 今のカウンセラーですが、このカウンセラーの方は、そういう専門的な、例えば、益田から、松江からとか、そういった方が来られるということですか。

○議長（安永 友行） 野村課長。

○総務課長（野村 幸二） 資格をお持ちの方でして、益田から来ていただいております。

○議長（安永 友行） 3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明） 大体のところは分かりました。

ハラスメント自体、この窓口については、当町は、自治体だけじゃなしに、各企業、会社とか、また教育の場とか、いろいろそういった面で、いろんな分野で、ハラスメント問題に関しては窓口があると思います。

私がちょっと気にしていたのは、それはないと思うんですが、当町において、この役場内にお

いて、ハラスメントに関して、全く同じ職員が先ほど言いましたカウンセラーとなって問題を解決するということになれば、いろんな身内的な問題とか、ちょっとその辺がどうなんかなというところもあったりもして、そういうのは今聞いたんですけど、大体各会社においては、警備会社のALSOOKとかありますが、そういった第三者の企業が、当然有料なんですけど、各会社に依頼されて、第三者の目から見て公正な判断を、また公正な解決をしていくと、そういったところがあります。

要は、当町としてはそこは違って、やっぱりカウンセラーと、そういった第三者的な方が入られて、いろんな問題を解決していくということだと思いますが、それでいいですか。

○議長（安永 友行） 野村課長。

○総務課長（野村 幸二） 先ほどの私のお答えした内容なんですけれども、まず、窓口についてお答えをさせていただいたところです。

役場内部のいわゆる相談窓口、最初のところについては、先ほど町長が答弁されたとおり、総務課の労働安全衛生担当、それから職員が所属する所属長、さらには副町長、これが内部的な窓口ということになります。

外部的な窓口というところで、カウンセラーさんの存在があるということで説明させていただきました。あくまでも窓口ですので、カウンセラーさんが、その後、その問題についてどこまで関わっていただくかどうかはありますけれども、まずは窓口として、そういうところが存在しているというところで御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（安永 友行） 3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明） 大体分かりました。

次に移りまして、これまでどのような内容のハラスメント問題が吉賀町であったかと、当町、役場内を含めということですが、また、そのときにどのような対策を講じて解決をしたかと、されていないところもあるかもしれませんが、それをお聞きします、知っている範囲で。

○議長（安永 友行） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳） それでは続きまして、どのような内容のハラスメント問題が起きたか、また、その対策を講じたかということでお答えをしたいと思います。

これまで発生いたしましたハラスメント問題につきましては、当事者の方々のプライバシーもありますので、具体的に申し上げることは当然できませんが、残念ながらこの役場においても、パワハラであったりセクハラであったり、そうしたことに起因する問題が発生をしたのも事実でございます。

しかしながら、その都度対応、そして、その後の再発防止対策を講じてきたところでございま

す。

ハラスメントに起因する問題が発生した場合には、先ほど少し御説明をさせていただきましたように、まずは相談窓口からの報告を受けまして、相談者の求める措置と事実関係を聴取いたします。聴取をいたしました事実関係を整理した上で、その事実を相談者に確認をいたしまして、加害者に対する措置を希望する場合は、加害者に対する事実関係の聴取、必要に応じて第三者から事実関係等を聴取いたします。

なお、加害者や第三者への事実関係の聴取や問題処理に当たっては、副町長が取りまとめを行いまして、調査結果に応じて加害者側へ注意や指導、助言等を行ってまいります。ハラスメントの対応によっては、加害者には法的罰則が適用されることはもちろん、職員である場合には、服務違反や信用失意行為に該当し、懲戒処分が付されることも当然ございます。

また、ハラスメント防止のために、適宜職員向けの研修も実施しているところでございます。

今申し上げました内容につきましては、役場の中の訓令といたしまして、ハラスメントの防止等に関する要綱であったり、そして、運用に当たっての指針等もございますので、これに沿った形で適宜事務を進めているところでございます。

○議長（安永 友行） 3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明） 今、町長が言われましたとおり、私も何件か覚えがあるんですが、結局その解決に至るまでのいきさつ等々もですが、さっき言われました最終的には町のことに關しては町長が決断するというところでよろしいのかなと思います。これは、問題によっては町だけで済むもの、また町だけでは済まないもの、例えば県や国とかそのあたりのことも出てくると思いますが、また、他の個人的な町民、会社とのハラスメント問題とか、いろんなケースが出てくると思います。

その場合に、例えばこれは県の管轄の問題であるから、よくある、町はタッチしませんよとか、そういった事例もあるんじゃないかと思いますが、当町で、役場内で、担当外とか、さっき言った県の管轄とか、そういった対応の区分的なものがあるんですか。それをお聞きします。

○議長（安永 友行） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳） いろんなことが想定されますけども、冒頭答弁させていただきましたように、町の管理下であれば、当然町であったり、教育委員会であったり、そうしたことが対応しなければなりません。

それから、場合によっては、御相談があっても、それが管理外であれば、そちらのほうの管理になるわけですので、そこへ町、行政が介入するわけにはいかないと思います。

ですから、そうした事案につきましては、冒頭申し上げましたように、当町の管理外の団体や組織において相談があった場合で申し上げますと、迅速に適切な対応窓口、それから相談窓口の

紹介をまず申し上げるということでございます。そのような対応をこれまでも行ってまいりました。

○議長（安永 友行） 3 番、三浦議員。

○議員（3 番 三浦 浩明） 分かりました。

それでは最後に、今現在、ハラスメント問題に対応している事案があるかということをお聞きます。

○議長（安永 友行） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳） 現状はどうかということでございます。端的に申し上げて、現状においては、現在この役場の中において、ハラスメント問題に対応しているような事案はございません。当然、先ほど答弁させていただきましたように、そうしたことが発生しないように、研修であったり、それから訓令としてあります要綱であったり、指針をしっかりと守るようにしていくということに留意したいと思います。

内部的なところで申し上げますと、今、答弁させていただいたように、事案はないわけですが、ただ私、今気にかけておりますのは、今度は行政が受ける、いわゆる俗にいうカスタマーハラスメント、カスハラでございますけど、これは、少しやはり行政といたしましても考えていかないといけないかなと思っています。

先ほど総務課長がメンタルのことで、今、労働安全衛生上カウンセラーを配置して、定期的に職員が数人ずつカウンセリングを受けております。実は、私も数年前に一度だけで受けたことがございます。これ、やはり事案にもよりますけど、まずカウンセラーの方と一対一でお話をする、まずそのことだけで気持ちが収まるといいますか、あるわけですが、そうでない場合も当然あります。

これは、我々が管理する組織ではございませんが、「自治団体労働組合」、通称自治労と言っていますが、これは公務員で組織する労働組合でございますが、ここが数年前に、実はそうしたカスタマーハラスメントの実態調査をされたというようなデータも、私も以前いただいたことがございます。

令和2年の10月に自治労のほうでこの調査をいたしましたところ、過去3年間にカスハラを受けた公務員は46%。ざっくり言って半分の職員は、この3年間、令和2年から遡って3年ですけど、半分の職員はそうしたハラスメントを受けているというか、いわゆるカスタマーハラスメントの定義はあろうかと思いますが、これは一般的に申し上げれば、行き過ぎたクレームであるというふうに思っております。

やはり職員も人間でございますから、それぞれの個性があったり、それから対応の状況がまちまちでございます。とは言いながら、住民の皆さんに対しては、そうした窓口対応であったり、

電話の対応であったり、事案に対しての対応も、やっぱりしっかり真摯にやっていかなければなりません。そうした中で、やはり個人個人の技量であったり力量によって、そこを少し、何といえますか、一定の水準を超えるような事案もあるんだろうと思います。私も経験したことがございます。

ですから、セクハラであったりパワハラであったり、これはある意味内部的な、組織の内部のことなんです、外部的なそうしたカスタマーハラスメントに対しても、やはり行政として少しずつ考えていかなければならない時期に来ているのかなというふうに思っております。

私も非常に気になる場所がございますので、いろいろこの先行事例を見ますと、先ほどの自治労の調査もそうなんです、自治体職場においても46%の人がそうした実態になる。吉賀町で、役場でそうした調査をしたことがないので、分かりませんが、全国レベルでいうと、ひょっとしたら半数近い職員はそうしたことに遭遇したことがあるかも知れません。それであれば、やはり職場の長として、行政の長としては、職員をしっかり安全衛生上からも守っていくということであれば、そうしたことについても検討していかなければいけないかなというふうに思っております。

調べてみましたら、いろいろ自治体の事例がございました。もう既にそうしたことに對して、条例を自治体として設けて、悪質なケースは対象者の氏名を公表するであるとか、それから支障になる行為の概要を公表するであるとか、それから、こうして我々フルネームで名札をつけておりますが、これも名字だけにするとか、それから漢字でなくて平仮名にするとか、そうしたことを条例とかマニュアルを作って、本当にカスタマーハラスメントに対しての対応を行っております。あるいは、鳥取県のある自治体でございますが、マニュアル、対応要領を作って、いかようにして対応したらいいかというようなマニュアル化をしたところもあります。

ですから、内的なハラスメントは当然気をつけなければなりませんが、一方では、外部的なそうしたことに對するやっばりシステムを、これから少し考えていかなければならないなというのを、今率直な気持ちとして感じているところでございます。

○議長（安永 友行） 3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明） ありがとうございます。先ほど町長が答弁されました。多分一緒の資料じゃないかなと思うんですけど、やはりパワハラが半分弱と、セクハラが30%、カスハラが20%と、実際はまだあるのかも分かりませんが、今現在はそういったパーセントが出ております。

この内容としては、先に言えばよかったのでしょうけど、まずは身体的な攻撃と精神的な攻撃、人間関係からの切り離しと書いていますが、過大な要求、過小な要求と、いろいろありますが、それ、ハラスメントの種類によって変わってくるわけですが、ハラスメント自体は、先ほど言い

ましたように、もう昔からあったんじゃないかと。ただ、最近になって報道で出てきて、そういった細々したことで、各自治体また企業も法令的な感覚で、こういった決まりごとができてきたと。

これは、最終的に趣旨・目的に関しては、昔の会社でいいますと、先輩上司から怒られたとか、いろんなお叱りを受けたりとかして、それで従業員は、叱られて幾らだというところで、それから成長していくという考え方も当然あったと思います。ハラスメントの報道によりまして、これがどんどん表に出てきまして、世の中がどんどんまた複雑化になりました。

当然、自治体、会社関係もそうですけど、事務的なもの、精神的なもの、かなりの負担が高じてきているんじゃないかと思うんですが、最後に聞きたいんですけど、町長の口から言えるかどうか分かりませんが、私個人いろいろ、方向性は多分、人間性をよくするための目的で、こういったハラスメント自体が報道されてきたと、決まりごとができたという解釈でいいのかなと思いますけど、ただ、これはあんまりぎしぎしにやっていると、自治体も会社も含め、本来の人間の感情とか、いろんな精神的な面も含めてですけど、逆に、どういいますか、弱体化していくんじゃないかみたいな感覚を覚えるときがあるんですが、町長はそこら辺どうお考えになるのか聞きたいところもあるんですけど、逆に、何もかも今世の中は便利になりまして、パソコンから始まって、スマホ、カードとか、今はマイナンバーカードとかいろいろありますけど、すごく便利な、日常にしても、業務的にもすごい便利なものです。

そういった細々したところで、時代がかなりのスピードで変わっていくわけですが、ハラスメントにしてもそういったことが言えるのかなと思います。これを一つ間違えると大変な事態が起きることもあるかもしれませんが、これはもうハラスメント自体は、各会社にしても義務づけというところもあると思うんですけど、あまりこれを押し出してやると、それを会社でいいますと、かなり業務的に負担になるところがあるんじゃないかと思いますし、また会社自体、また人間自体も弱体化してくるんじゃないかなと思ったりますけど、そこら辺は町長の口から言えるか分かりませんが、それをちょっと最後にお聞きします。

○議長（安永 友行） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳） なかなかケース・バイ・ケースで事情があるわけなので、一概にこうですよということは言えないと思います。

ハラスメントという言葉自体が、本当にここ数年でメディアとかいろいろ、特に最近は、そうしたことをテレビとか新聞とかで見る機会が本当に多くなりました。ある意味、町民の皆さんも非常に注目を寄せている事柄ではないかというふうに思っております。

とは言いながら、こうしたこと自体というのは今始まったことではなくて、先ほども議員が言われたように、これは昔からあったことだろうと思います。

ただ、人格を尊重する、それから相手の立場を尊重する、個人の尊厳を大事にすると、こうした中でやはりハラスメントというのは重要視されてきたんだろうと思います。私は、まさにそのとおりだと思っております。

私が入職をしたときは、もうかなり前でございますが、ある意味根性論で仕事をするとか、そうしたところも確かにありました。決して否定するものではございません。

しかしながら、数十年たって、特に最近の若い方と私のような年代とは、またこの考え方も違ってありますし、育ってきた背景も随分違うわけでございますので、そこをやはりお互いが尊重しながら仕事をしていくということが大事だろうというふうに思います。

ハラスメントのことだけに四六時中目が行くと、当然仕事ができないということがございますので、そこら辺のバランスの問題であろうかと思います。基本的なところはしっかりお互い押さえながら、同じ職場で働く人間、あるいは住民の方との対等な立場で仕事をしていくわけでございますので、そうしたことを留意しながら、やはり日常の仕事をしていかなければならないというふうに考えております。

○議長（安永 友行） 3 番、三浦議員。

○議員（3 番 三浦 浩明） ありがとうございます。先ほど言いましたように、時代がどんどんスピーディーにいろんなことが変わってきておりますので、やっぱり今の若い方と私らの世代では全然考え方も生活も変わってきているわけですが、逆に私らがついていけないといけないというところもあると思います。

その中で、今回、ハラスメントの問題を質問したわけですが、議会としても、行政側としても、かなり神経質になるような問題、今から出てくるとは思いますが、そこはお互いに気をつけながら、こういった問題が出ないように、小さい町でありますので、出ないようにしっかり行政のほうも議会のほうも、物事に携わっていかないといけないと思っております。

以上で、質問を終わります。

○議長（安永 友行） 以上で、6 番目の通告者、3 番、三浦議員の質問が終わりました。

----- . ----- . -----

○議長（安永 友行） 以上で、本日の日程は全て終了いたしましたので、本日はこれで散会とします。御苦勞でございました。

午後 2 時 40 分散会
